

(7) 災害

本市の各種ハザード情報と災害リスクに係る都市特性を把握します。

1) 土砂災害

① 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

長雨や大雨、集中豪雨などの水害時や地震時に発生する土砂災害には、主に急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流、地滑りがあり、これらのリスクがある区域を土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）といます。

土砂災害特別警戒区域については、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造の規制が行われます。

本市では、埼玉県により平成27(2015)年10月に16箇所が土砂災害警戒区域に指定されており、そのうち12箇所が土砂災害特別警戒区域に該当します。



急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）は、雨や地震等の影響で地盤がゆるみ、突然斜面が崩れ落ちる現象です。急な斜面で発生しやすいため崩壊速度が極めて速く、逃げ遅れる人が多いという特徴があります。

資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4(2022)年）

表 本市の土砂災害警戒区域一覧

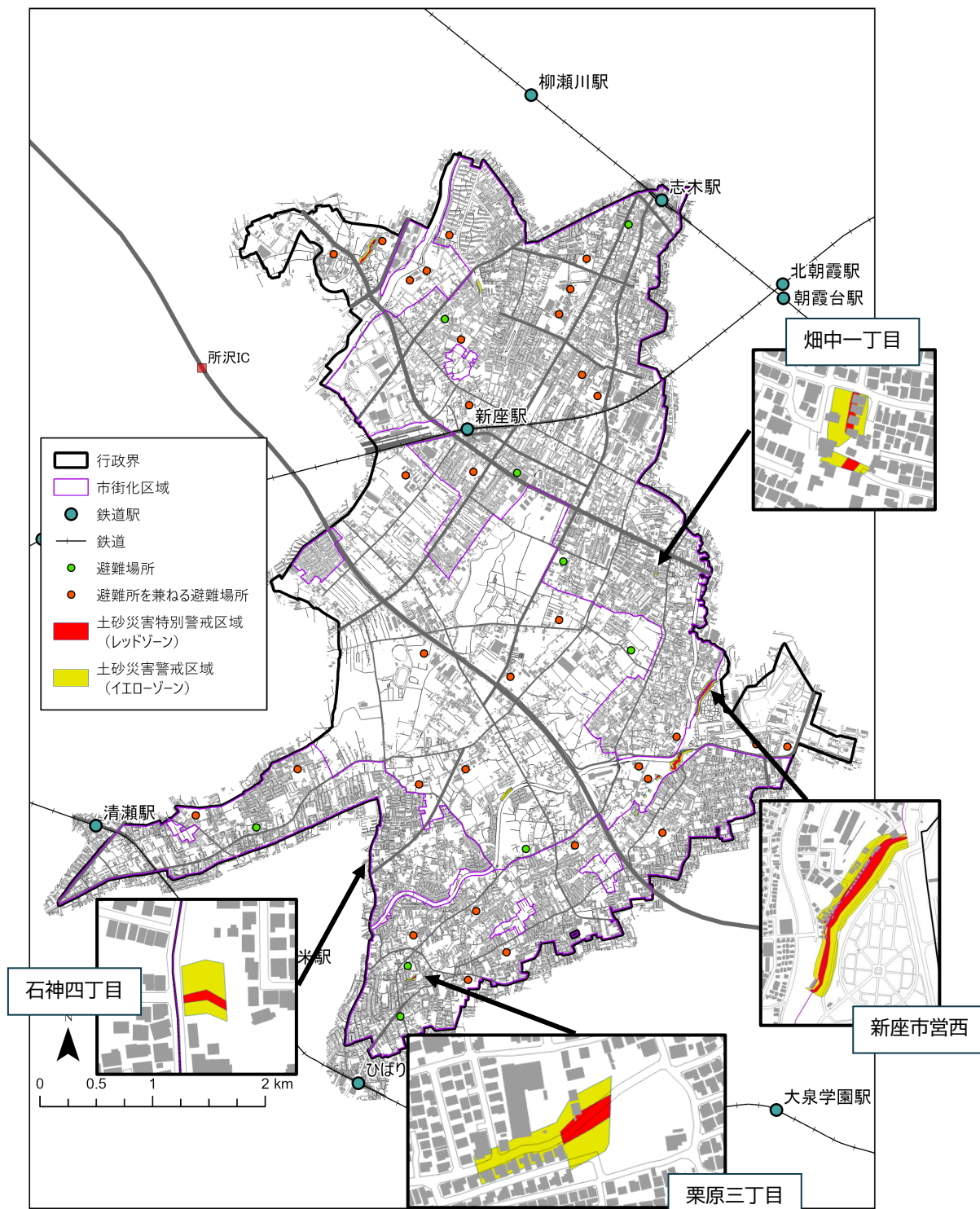
No	土砂災害警戒区域の名称	所在地	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	新座高校	栄一丁目	○	急傾斜地の崩壊
2	妙音沢	栄一丁目	○	
3	栗原三丁目	栗原三丁目	○	
4	池田三丁目	池田三丁目		
5	中野二丁目	中野二丁目	○	
6	新座市営西	新塚一丁目	○	
7	大和田	大和田五丁目		
8	石神四丁目	石神四丁目	○	
9	畑中一丁目-1	畑中一丁目	○	
10	畑中一丁目-2	畑中一丁目	○	
11	池田一丁目-1	池田一丁目	○	
12	池田一丁目-2	池田一丁目	○	
13	馬場一丁目	馬場一丁目	○	
14	堀ノ内一丁目	堀ノ内一丁目	○	
15	片山二丁目-1	片山二丁目		
16	堀ノ内二丁目-2	堀ノ内二丁目		

資料：新座市地域防災計画（令和5(2023)年）

市街化区域内では畑中一丁目、石神四丁目、栗原三丁目、新座市営西に土砂災害特別警戒区域に指定されている場所があります。また、馬場二丁目では家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）（P.50参照）と重複しているエリアがあり、特に災害リスクが高いと言えます。

市街化区域内で土砂災害特別警戒区域の指定がある区域及び、特に災害リスクのある地区については、拡大図を下記に示します。

図 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定状況



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4(2022)年）

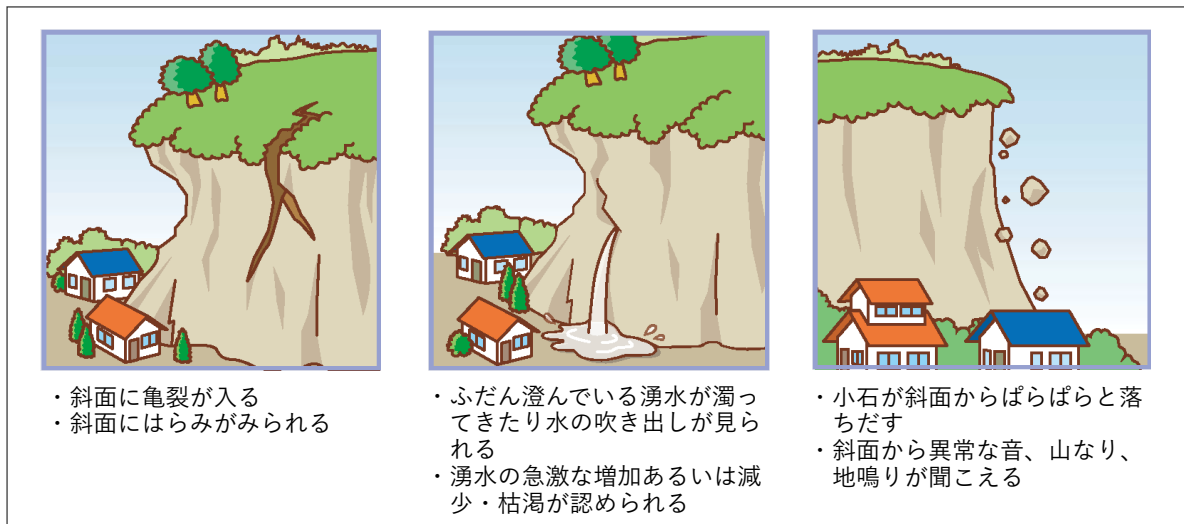
② 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜崩壊危険区域とは、がけ崩れにより相当数の居住者等に危険が生じるおそれのある土地のうち、がけ崩れを誘発・助長するおそれのある行為の制限や、必要な施設を設置することを目的とした土地の区域であり、具体的には以下のとおりです。

- ① 急傾斜地の傾斜度が30度以上かつ急傾斜地の高さが5m以上のもの。
- ② 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの。

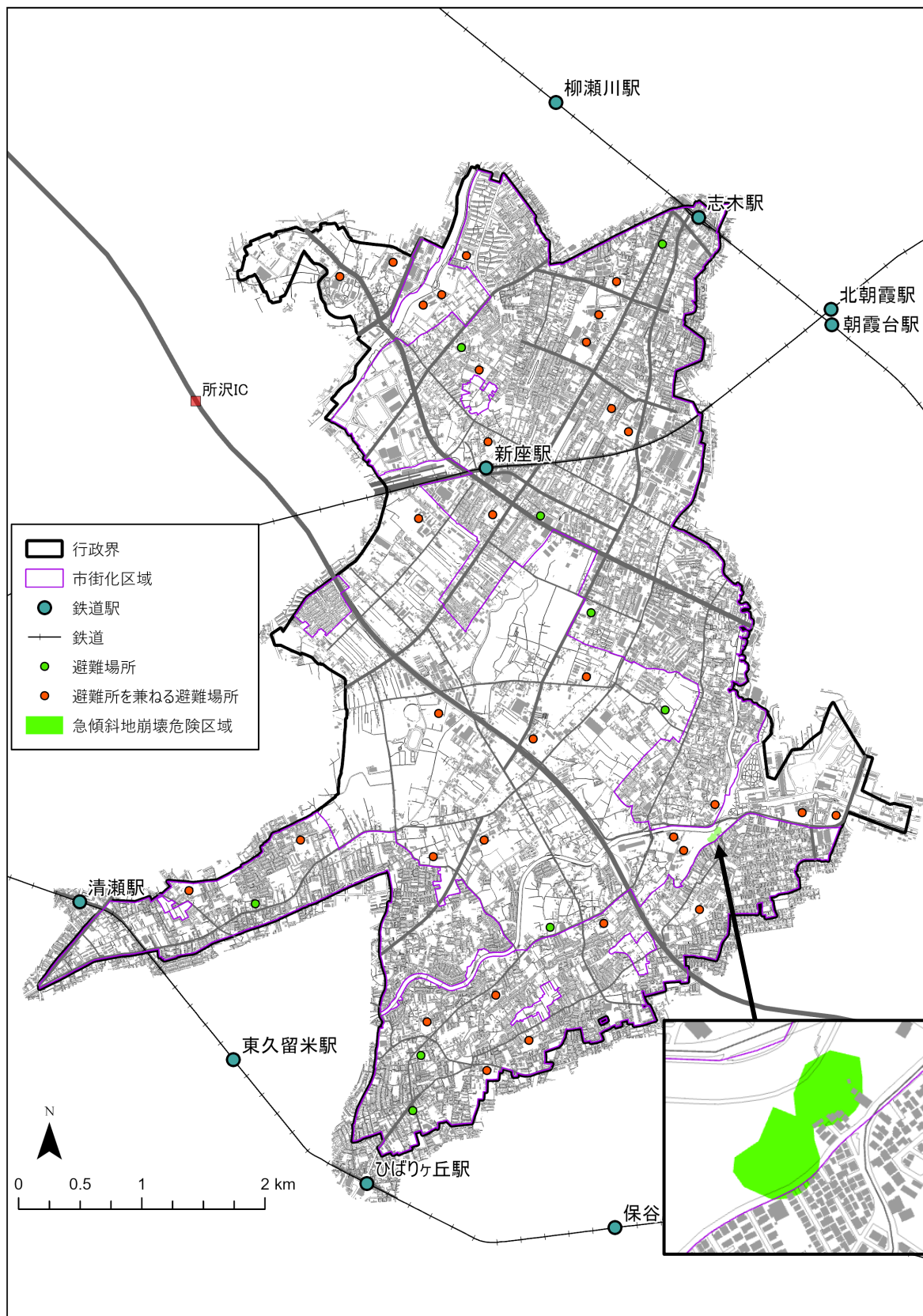
本市では、栄一丁目の一部（妙音沢）が指定されています。

図 急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)の前兆現象



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4(2022)年）

図 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



資料：埼玉県提供データ（令和6（2024）年度）

2) 水害

① 浸水想定区域（洪水）

大雨などを原因として、河川の流量が異常に増加することによって堤防の浸食や決壊、橋の崩壊や流出等が起こる災害を洪水災害といいます。

本市では昭和40年代からの築堤や河道改修により、河川氾濫に伴う洪水被害は起きていませんが、令和元（2019）年10月に発生した令和元年東日本台風では、河川氾濫による被害は起こっていないものの黒目川が氾濫危険水位、柳瀬川が水防団待機水位に達しました。また、近年、全国で豪雨災害が激甚化していることから、洪水災害リスクに対し着目する必要があります。

ここでは、想定最大規模（1000年に1回程度）の降雨が発生し、柳瀬川と黒目川で堤防が決壊し、氾濫した場合の被害について想定します。

図 浸水想定別のイメージ

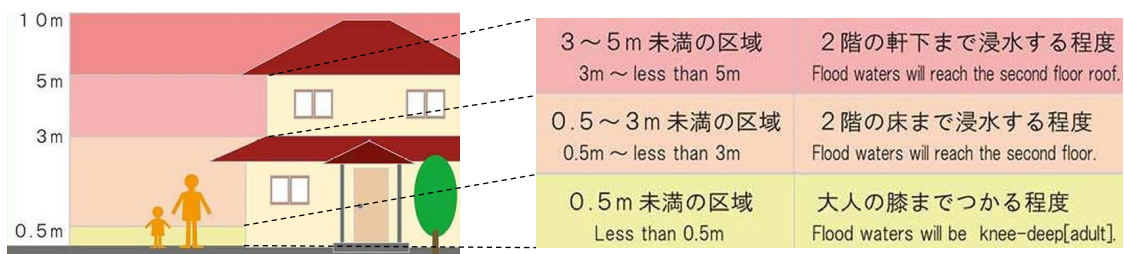
一般的には、気象等の事前情報による避難猶予があるものの、以下の対応が必要になる

○浸水深0.5m～3.0m未満→1階が水没する

1階建ては垂直避難が困難なので水平（立退き）避難、2階建て以上は水平避難か2階以上への垂直避難が必要となる

○浸水深3.0m～5.0m未満→2階が水没する

2階建以下は水平避難が必要となる



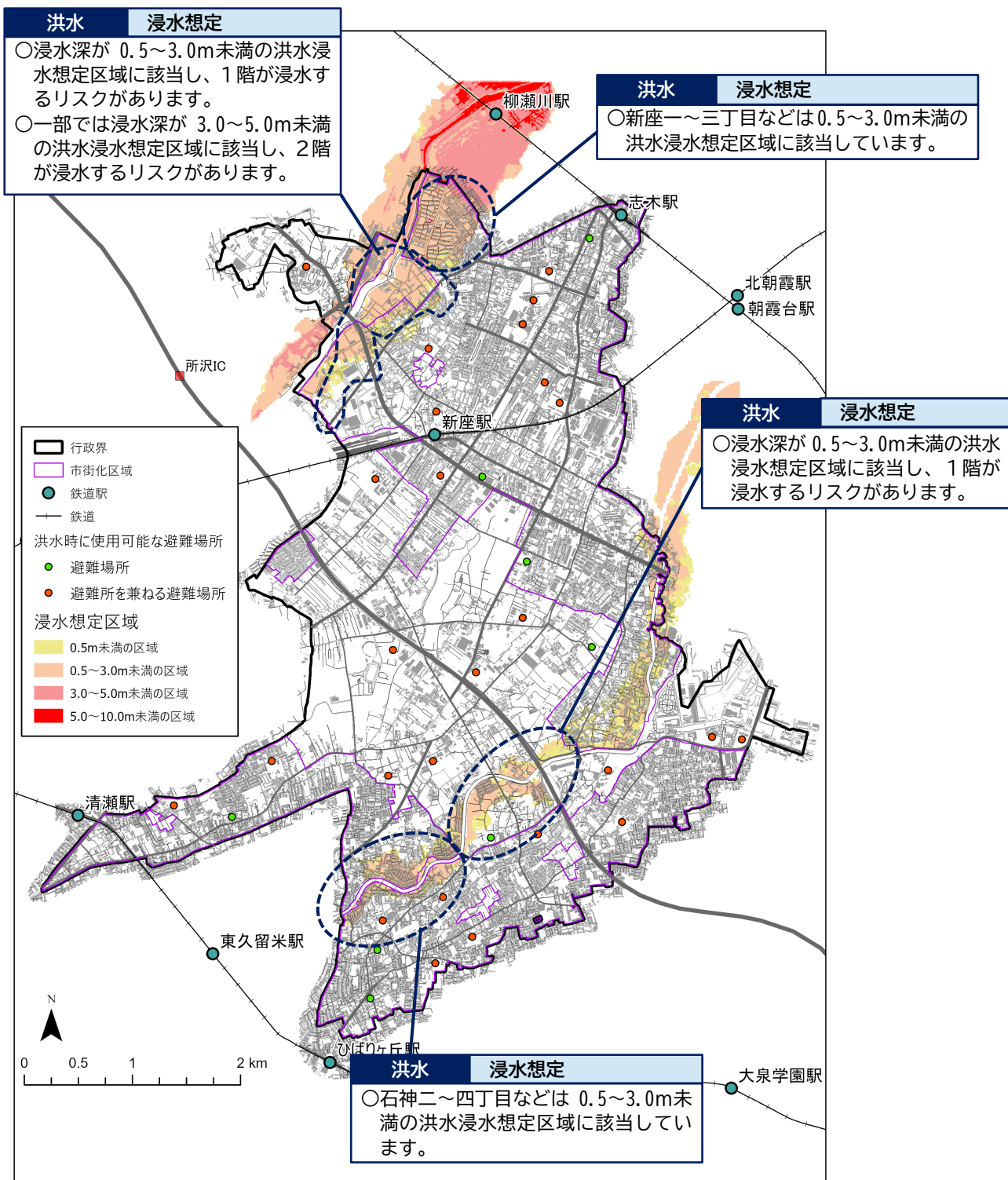
資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4（2022）年）

なお、洪水に関する3つのハザード情報（洪水浸水想定区域（想定最大規模）、浸水継続時間（想定最大規模）、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））については、以下の資料を出典元としています。

- ・荒川水系荒川洪水浸水想定区域図(国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、荒川上流河川事務所 平成28年5月30日指定)
- ・荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図(埼玉県県土整備部河川砂防課 令和2年5月26日指定)
- ・新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

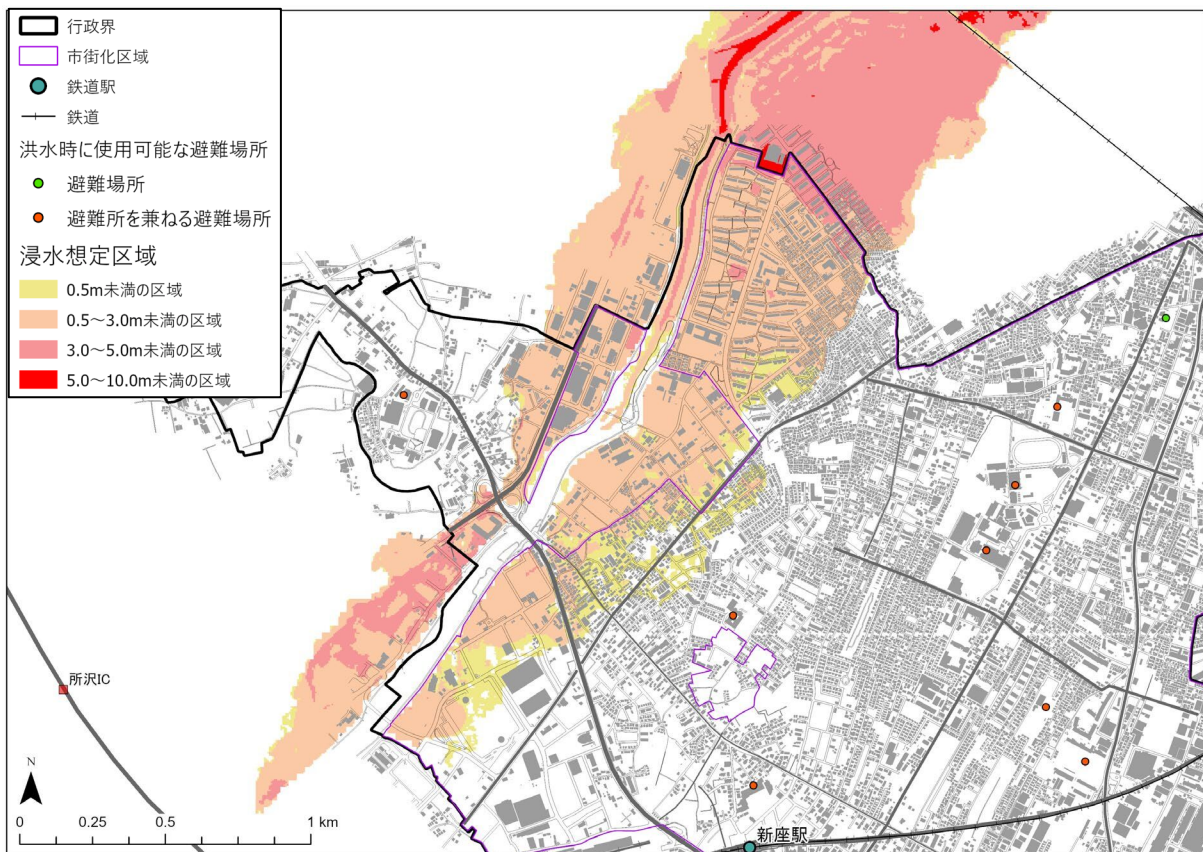
想定最大規模の大雨が降った場合の洪水では、市内に5.0m以上の浸水が想定されるエリアはありませんが、柳瀬川周辺では最大で3.0～5.0m未満、黒目川周辺では最大で0.5～3.0m未満の浸水が想定されています。

図 浸水想定区域の指定状況



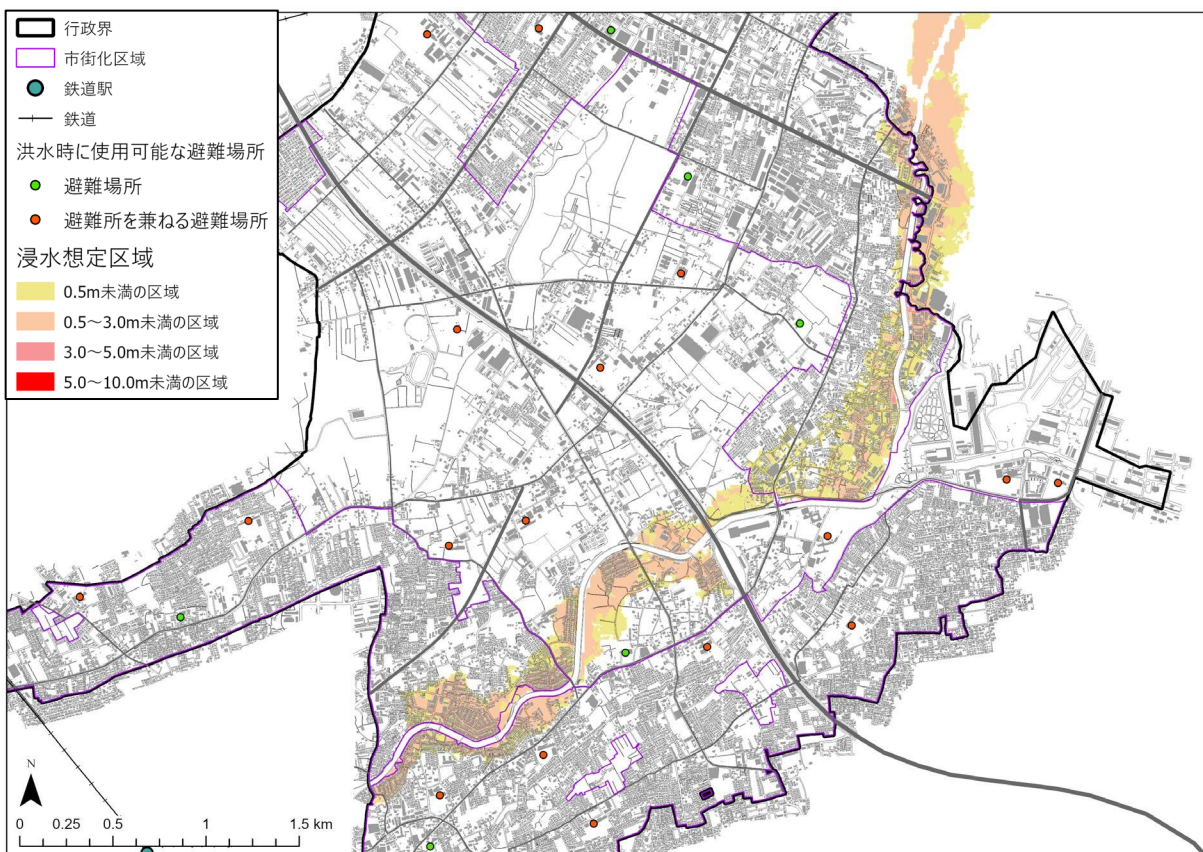
資料：P.45を参照

図 浸水想定区域の指定状況(柳瀬川)



資料：P.45 を参照

図 浸水想定区域の指定状況(黒目川)



資料：P.45 を参照

② 浸水継続時間

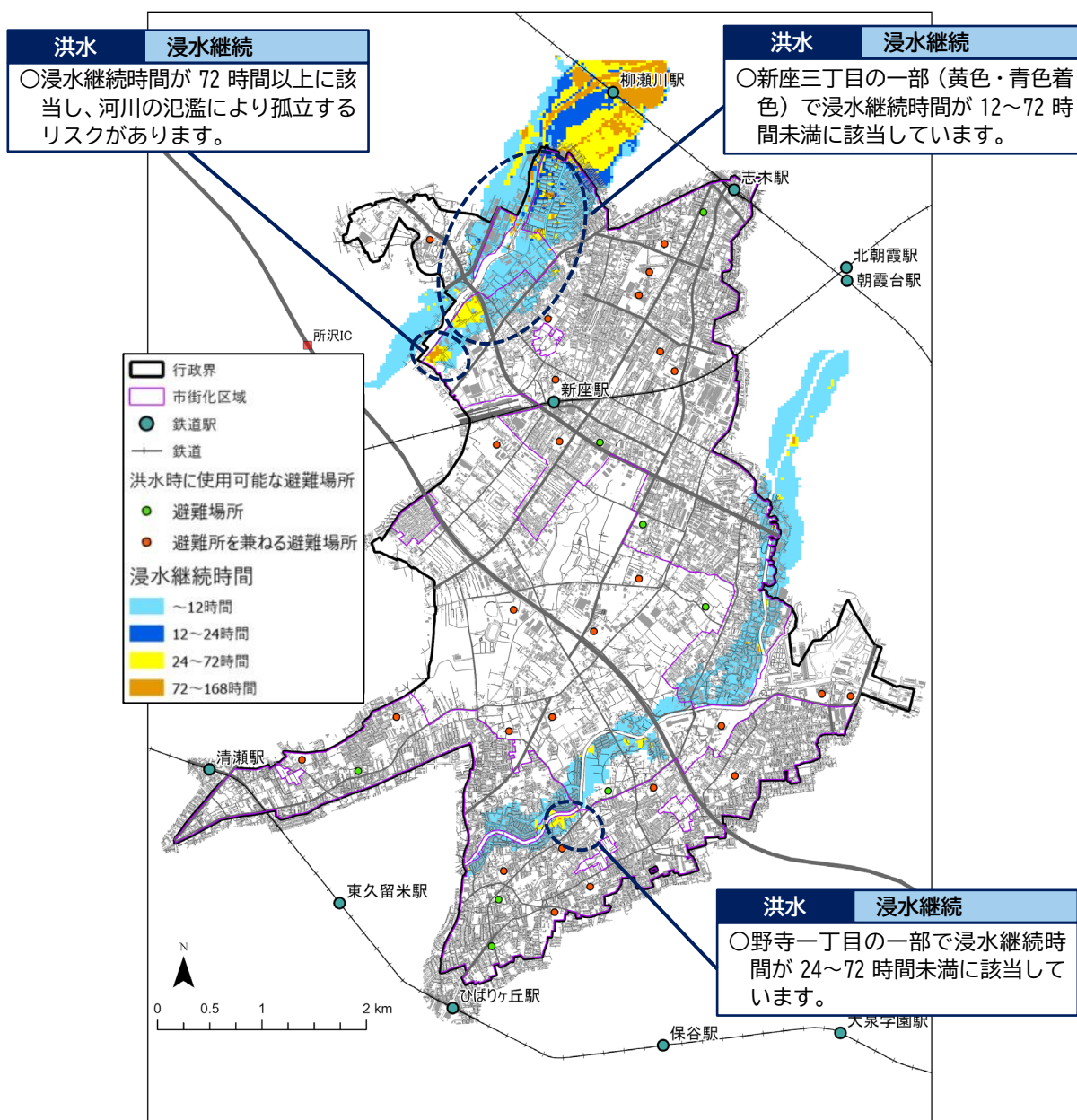
浸水継続時間は、想定最大規模の降雨の際に堤防の破堤や越水等の河川氾濫が生じ、ある地点に氾濫水が到達し、その浸水の深さが50cmに達してから50cm未満となるまでの時間の最大値を示すものです。

浸水継続時間が72時間を超える地域では、河川の氾濫により孤立する可能性があり、原則として浸水想定区域外への水平（立退き）避難が必要となります。

また、浸水継続時間が72時間以内の地域でも、垂直避難した場合には各家庭において飲料水や食糧等の備蓄が必要となります。

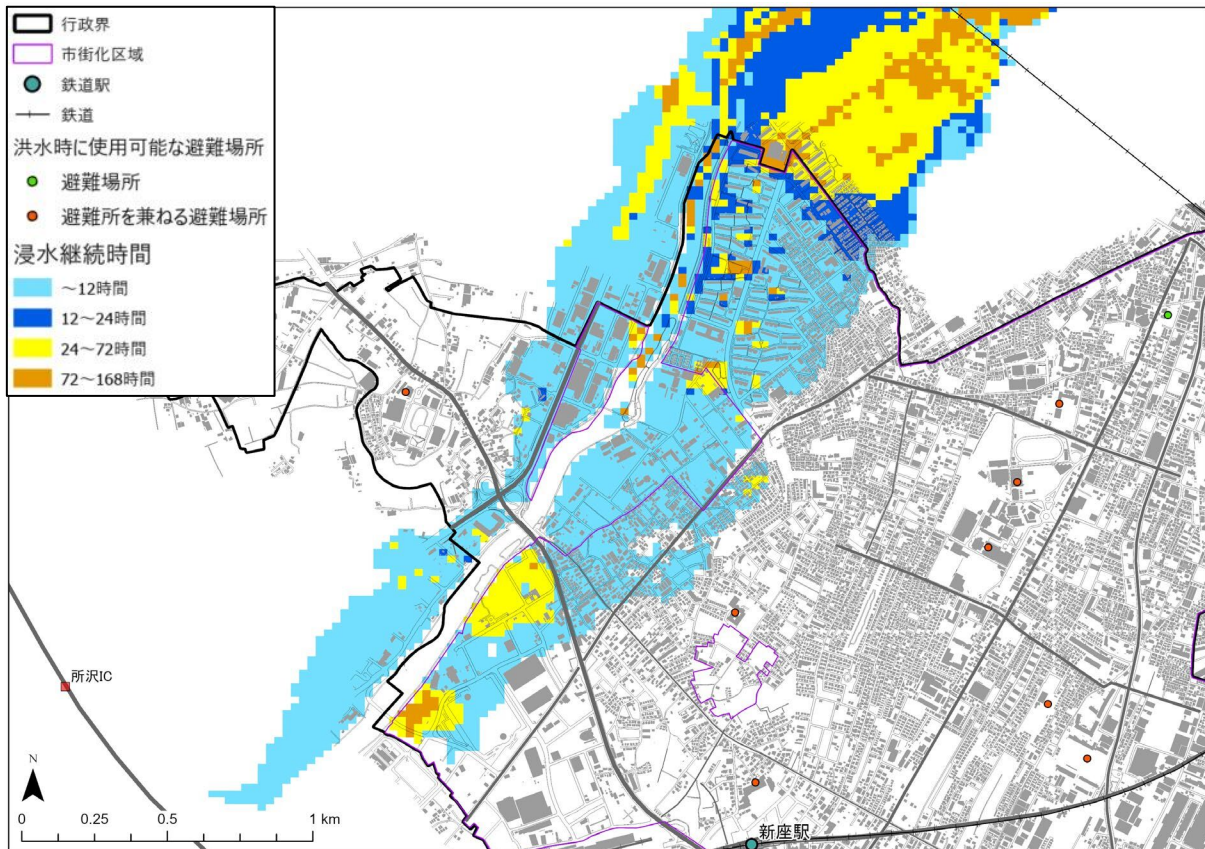
想定最大規模の大雨が降った場合の洪水による浸水継続時間は、柳瀬川付近のごく一部で72時間を超えることが想定されています。

図 予想される浸水の継続時間



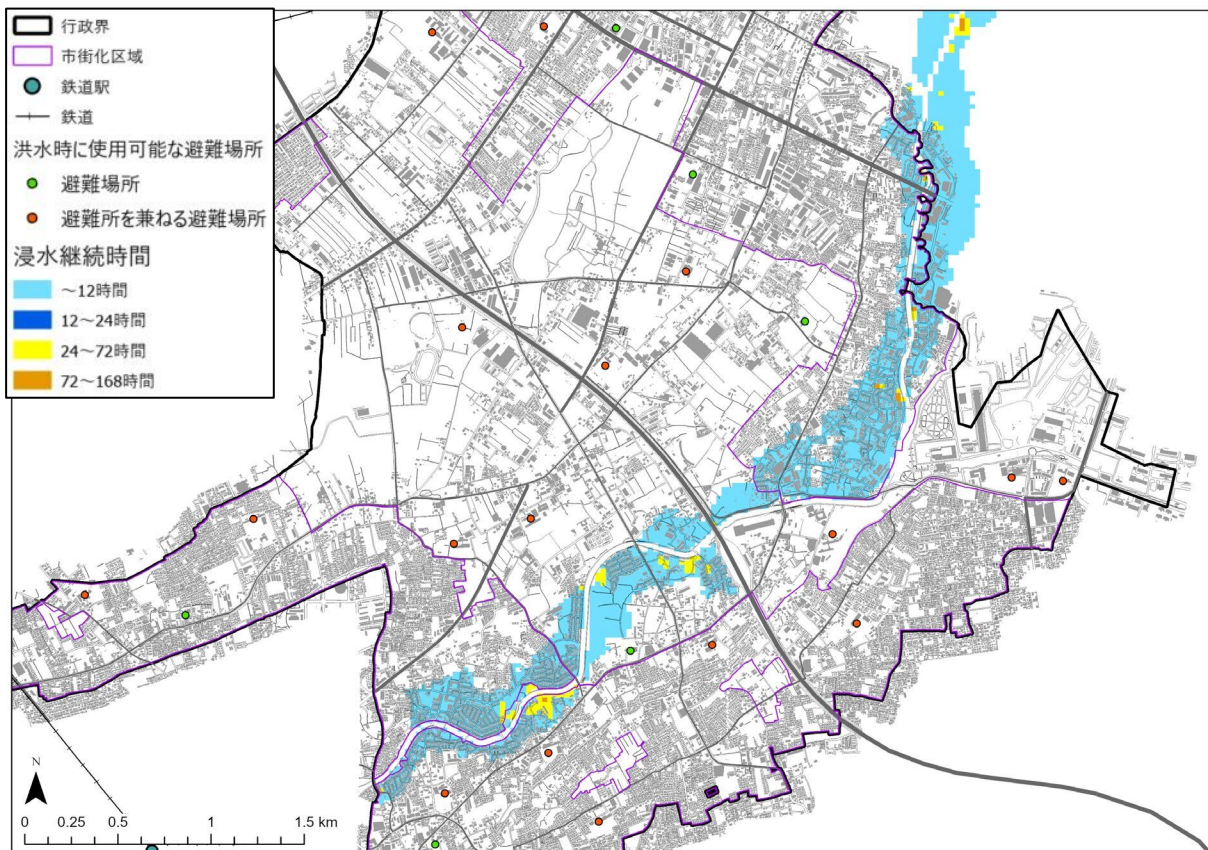
資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4（2022）年）

図 予想される浸水の継続時間(柳瀬川)



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4（2022）年）

図 予想される浸水の継続時間(黒目川)



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4（2022）年）

③ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、堤防沿いの地域等において、堤防決壊に伴う家屋の倒壊・流出をもたらすような激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域を指します。

氾濫流とは、堤防が壊れ河川外に流れ出ることで、流れの勢いで一般的な2階建ての木造住宅が倒壊・滑動・転倒するリスクがあります。また、河岸浸食とは川の流れる勢いにより地面が削り取られることで、家屋の構造等に関わりなく壊れるリスクがあり、本市の家屋倒壊等氾濫想定区域はこれに該当します。

なお、指定されている範囲はおおよその区域であり、その境界は厳密でないことに留意し、区域周辺においても十分に警戒する必要があります。このことから、洪水時には周辺地域においても避難指示等に従って安全な場所に早期かつ確実に水平（立退き）避難を行う必要があります。

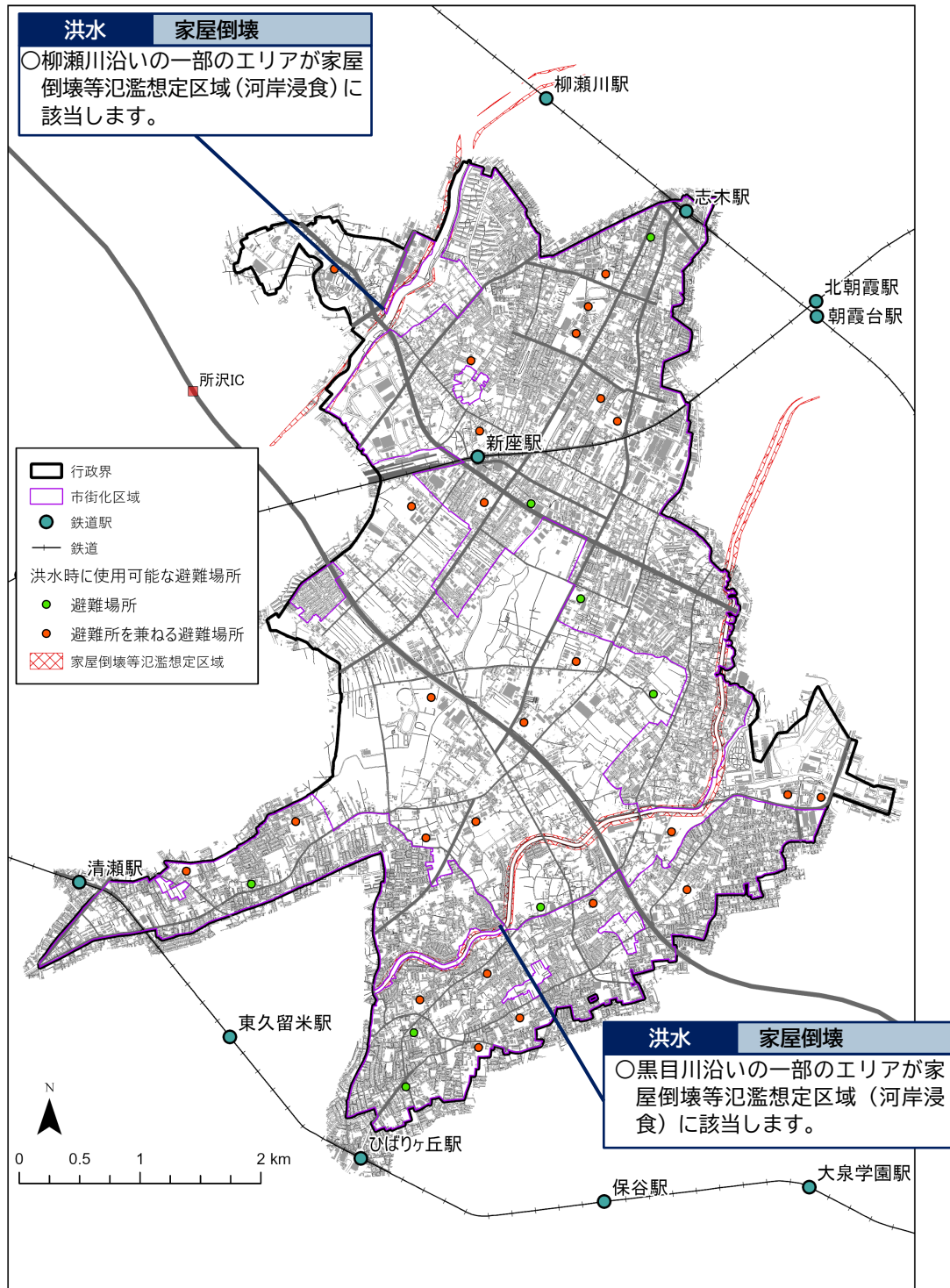
図 堤防決壊や河岸浸食による被害の例



資料：国土交通省 水害ハザードマップ作成の手引き

本市では、柳瀬川、黒目川沿いのエリアが家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に指定されています。エリアとしては限られていますが、黒目川沿いの畑中二丁目や馬場二丁目周辺には住宅等の建物が一定数分布しています。

図 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)の指定状況



資料：新座市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4(2022)年）

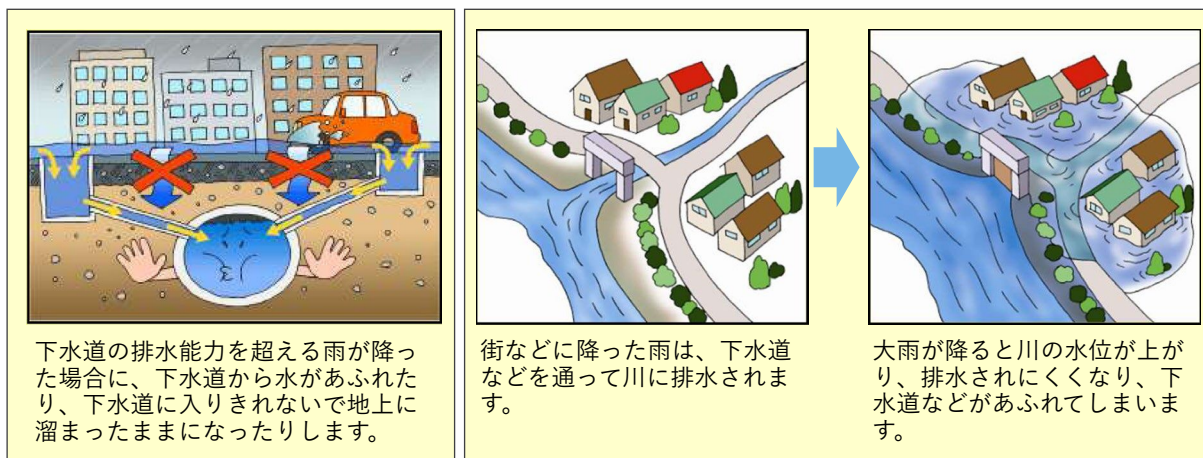
④ 雨水出水

雨水出水（内水）とは、大雨によって川の水位が上がり、住宅地や田畑の雨水の排水が難しくなり、下水道の雨水排水処理能力を超えてしまった場合に、河川等の公共の水域に雨水を放流することができなくなり、浸水することです。

本市では、近年多発している短時間で局地的な大雨等により、地表水の増加に排水能力が追いつかず、道路冠水が発生し、住宅の床上・床下浸水の被害が確認されています。

ここでは、想定最大規模降雨（1000年に1回程度（1時間当たり153mmの降雨））によって公共下水道等の排水施設又は公共の水域に雨水を排水できない場合の浸水被害について想定します。

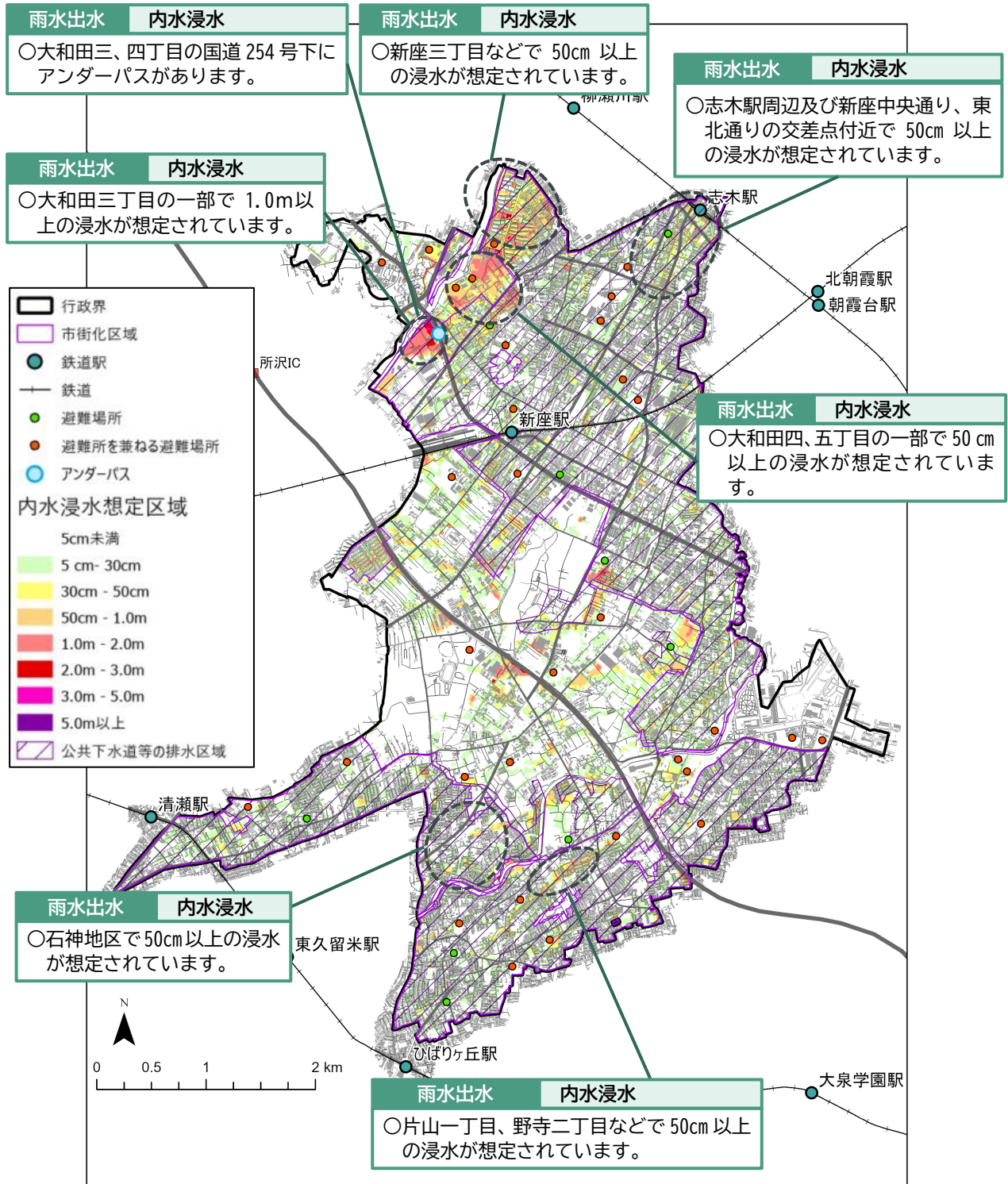
図 内水氾濫のイメージ



資料：水害ハザードマップ作成の手引き

本市では想定最大規模降雨が発生した場合、市内各所で内水による50cm以上の浸水が想定される箇所があります。特に本市の北側で50cm以上の浸水が多く、柳瀬川沿いのエリアでは、1.0m以上の浸水想定となっています。

図 雨水出水浸水想定区域等の状況

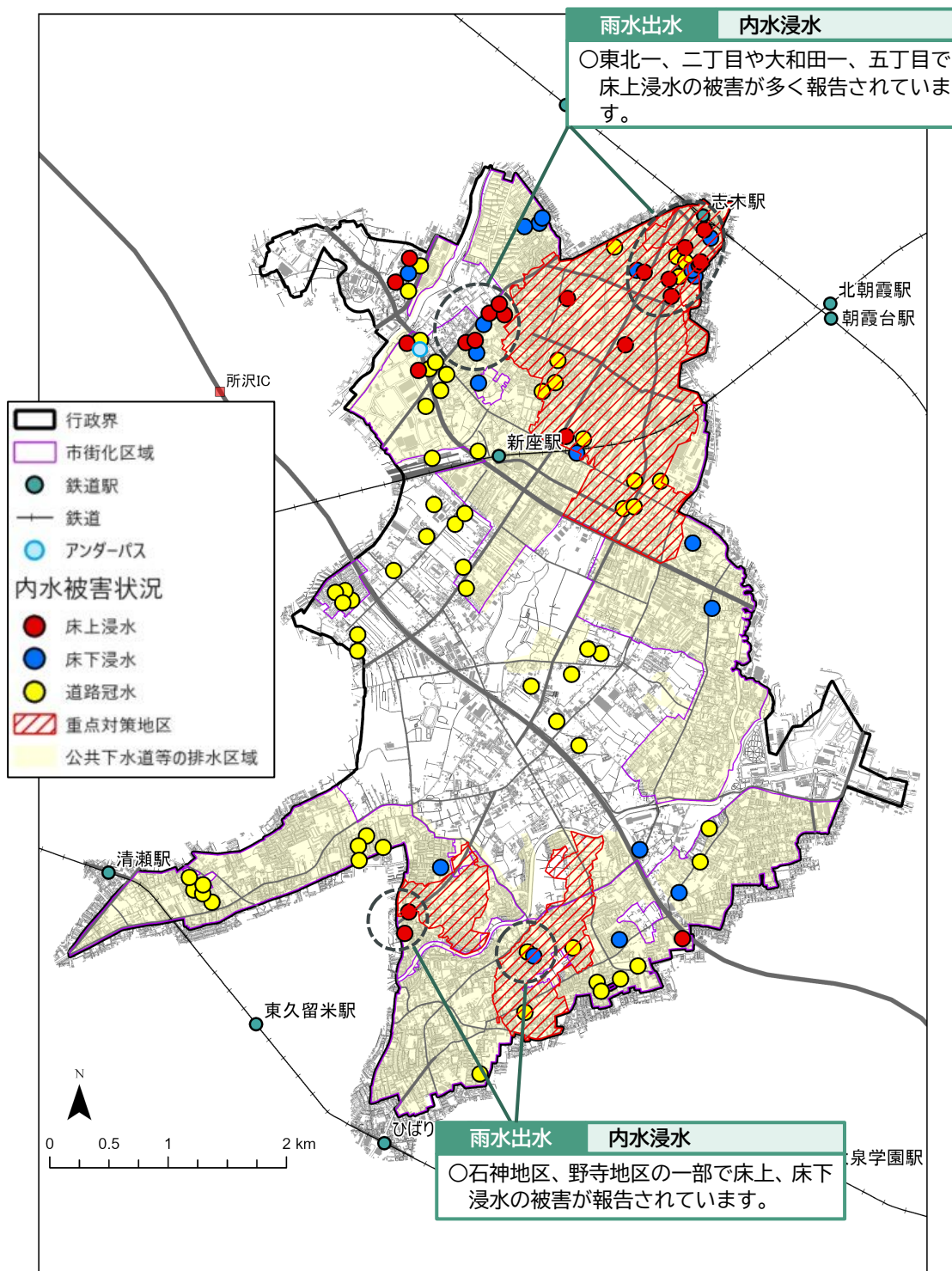


資料：雨水出水浸水想定区域*図を参照し作成
※水防法第14条の2第2項の規定に基づき令和7年3月31日に指定

本市では雨水総合管理計画において、浸水リスク等を評価し、対策を優先的に実施すべき地域を重点対策地区として指定しています。

なお、令和元(2019)年以降の内水被害状況をみると、志木駅周辺や大和田一丁目、五丁目周辺で床上浸水の被害が多く報告されています。

図 内水被害及び重点対策地区等の指定状況



資料：新座市雨水管理総合計画、新座市防災サイトHPの浸水履歴（令和元(2019)年度以降）を参照し作成

3) 地震

中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループが平成25年に公表した報告^{※1}によると、本市では、「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震（マグニチュード7.3）」又は「地表断層が不明瞭な地殻内の地震（マグニチュード6.8）」が発生した場合、最大震度6強の揺れが想定されています。

住宅の耐震化については、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図っています。新座市建築物耐震改修促進計画によると、住宅の耐震化率は令和3年3月31日現在で92.6%と推計しており、耐震診断義務化建築物^{※2}の耐震化率は100%、多数の者が利用する建築物^{※3}の耐震化率は93.3%となっています（令和2年新座市耐震化状況調査、令和3年新座市推計による）。

※1 「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」

※2 学校や病院、社会福祉施設等多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物のうち一定の用途及び規模に該当する要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項参照）

※3 耐震改修促進法第14条第1号に掲げる用に供する建築物

① 液状化

液状化とは、地震が発生して地盤が強い衝撃を受けると、今まで互いに接して支えあっていた土の粒子がバラバラになり、地盤全体が液体のような状態になる現象のことをいいます。

液状化が発生すると、地盤から水が噴き出したり、また、それまで安定していた地盤が急に柔らかくなるため、その上に立っていた建物が沈んだり（傾いたり）、地中に埋まっていたマンホールや埋設管が浮かんできたり、地面全体が低い方へ流れ出すといった現象が発生します。

なお、新座市地震ハザードマップでは、液状化マップとして地域の地形・地盤の特性を考慮して、揺れやすさマップに示した揺れの大きさに基づいた液状化の可能性を5段階で評価しています。

表 液状化可能性判定

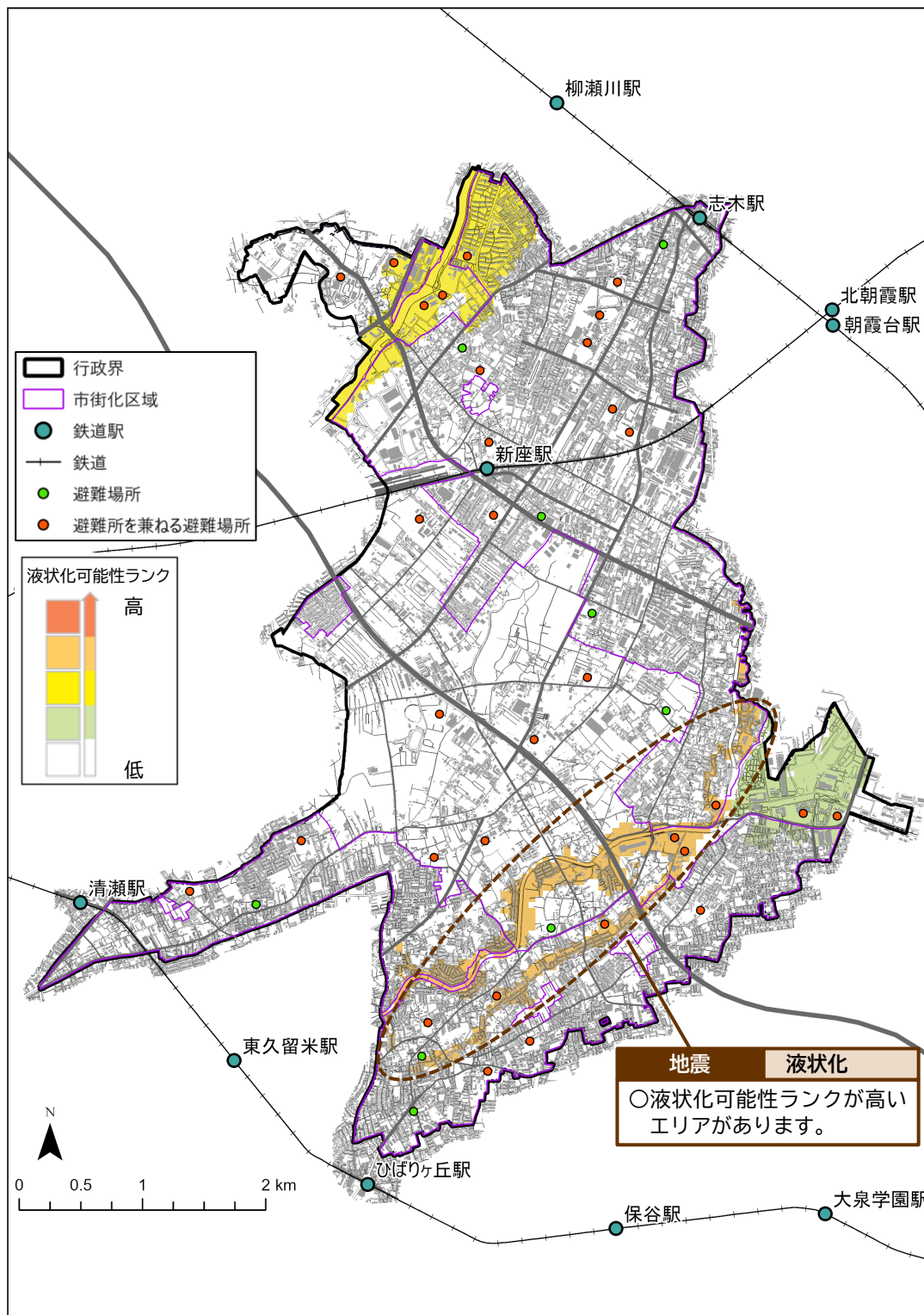
PL値	PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	PL>15
液状化可能性	極めて低い	低い	やや高い	高い
液状化可能性判定	液状化可能性は極めて低い。液状化に関する詳細な調査は不要	液状化可能性は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要	液状化可能性がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要	液状化可能性が高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策が必要

資料：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

地震で液状化する可能性が比較的高いのは、柳瀬川周辺、黒目川周辺、中沢用水、中沢川、新座市営墓園周辺となっています。

中でも黒目川、中沢用水、中沢川周辺で液状化可能性ランクが高いと予想されています。

図 液状化マップ



資料：新座市地震ハザードマップ※（令和4(2022)年）

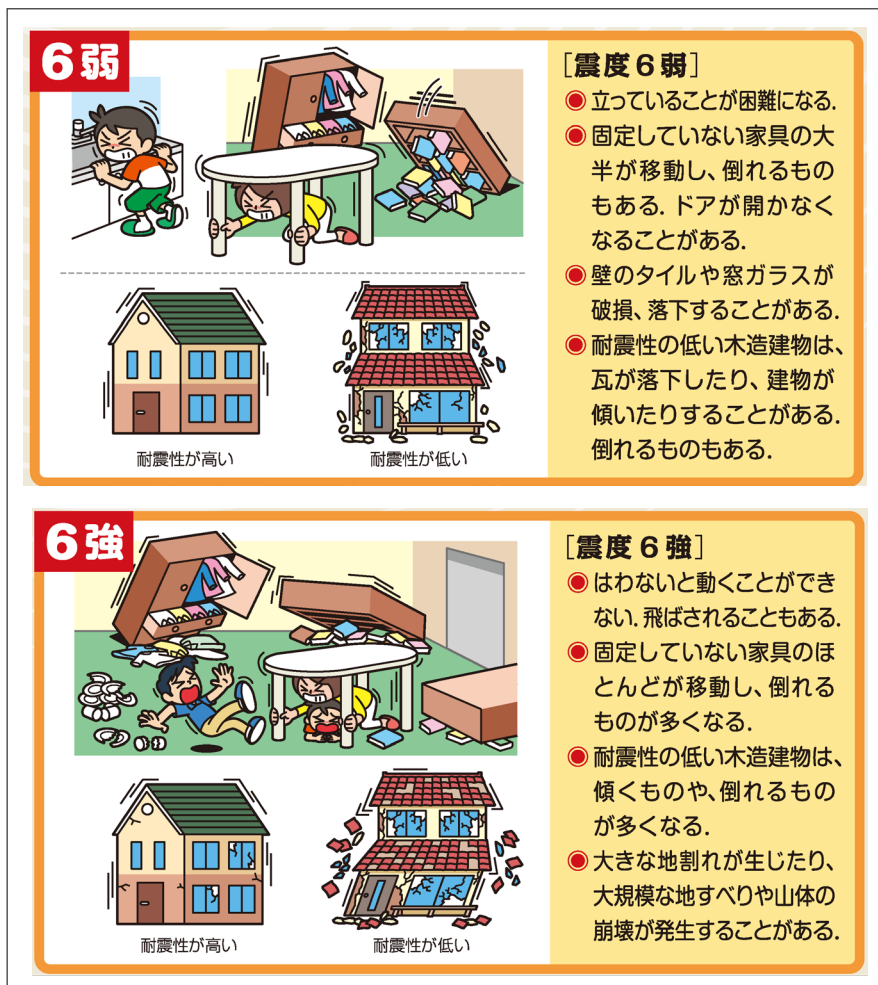
※立川断層帯地震、東京湾北部地震、新座市直下における地震を想定

② 揺れやすさ

新座市地震ハザードマップでは、揺れやすさマップとして3つの想定地震（前頁参照）に対する揺れの大きさ（震度）を評価し、最大の震度を評価しています。

本市の市域は、全て震度6強と評価されていますが、同ハザードマップでは、その中で更に強弱を5段階に分けて評価しています。

図 震度6のイメージ

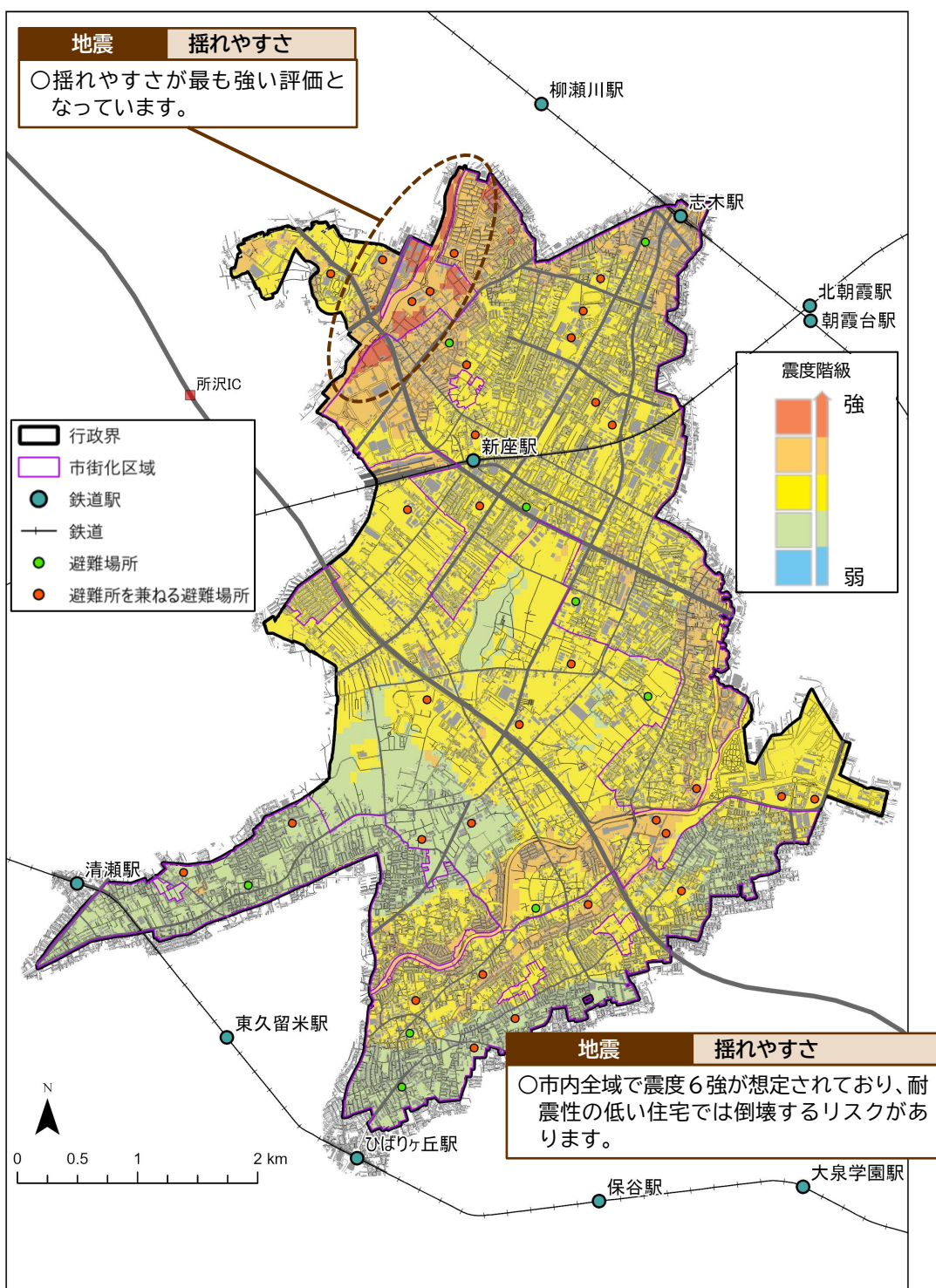


資料：気象庁 震度と揺れ等の状況

本市では3つの想定地震※が発生した場合、全域で震度6強が想定されており、耐震性の低い住宅では倒壊するリスクがあります。特に柳瀬川周辺で揺れやすさが最も強い評価となっており、この周辺の避難場所は学校施設が中心であり堅牢な建物が多いため、避難する際には十分な注意が必要となっています。

※3つの想定地震：本市に大きな被害を及ぼすと想定されている「立川断層帯地震」、「東京湾北部地震」及び「新座市直下における地震」を指す。

図 揺れやすさマップ



資料：新座市地震ハザードマップ（令和4(2022)年）

③ 地域の危険度（建物全壊量※）

「埼玉県地震被害想定調査報告書」（H26.3）によると、東京湾北部地震で最も大きな建物損壊の被害があると予測されており、揺れによる被害は全壊が33棟、半壊が854棟となっています。なお、液状化による被害は予測されていません。

※建物全壊量（建物全壊危険度）：主に揺れやすさ等の地盤特性、建物構造、建築年代等を考慮して評価するもの。評価が高いと危険度が高い。

表 被害予測結果

	揺れによる被害		液状化による被害		揺れ+液状化による被害	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
木造	29棟 (0.07%)	806棟 (1.81%)	0棟 (0%)	0棟 (0%)	29棟 (0.07%)	806棟 (1.81%)
非木造	4棟 (0.01%)	48棟 (0.11%)	0棟 (0%)	0棟 (0%)	4棟 (0.01%)	48棟 (0.11%)
合計	33棟 (0.08%)	854棟 (1.92%)	0棟 (0%)	0棟 (0%)	33棟 (0.08%)	854棟 (1.92%)

資料：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

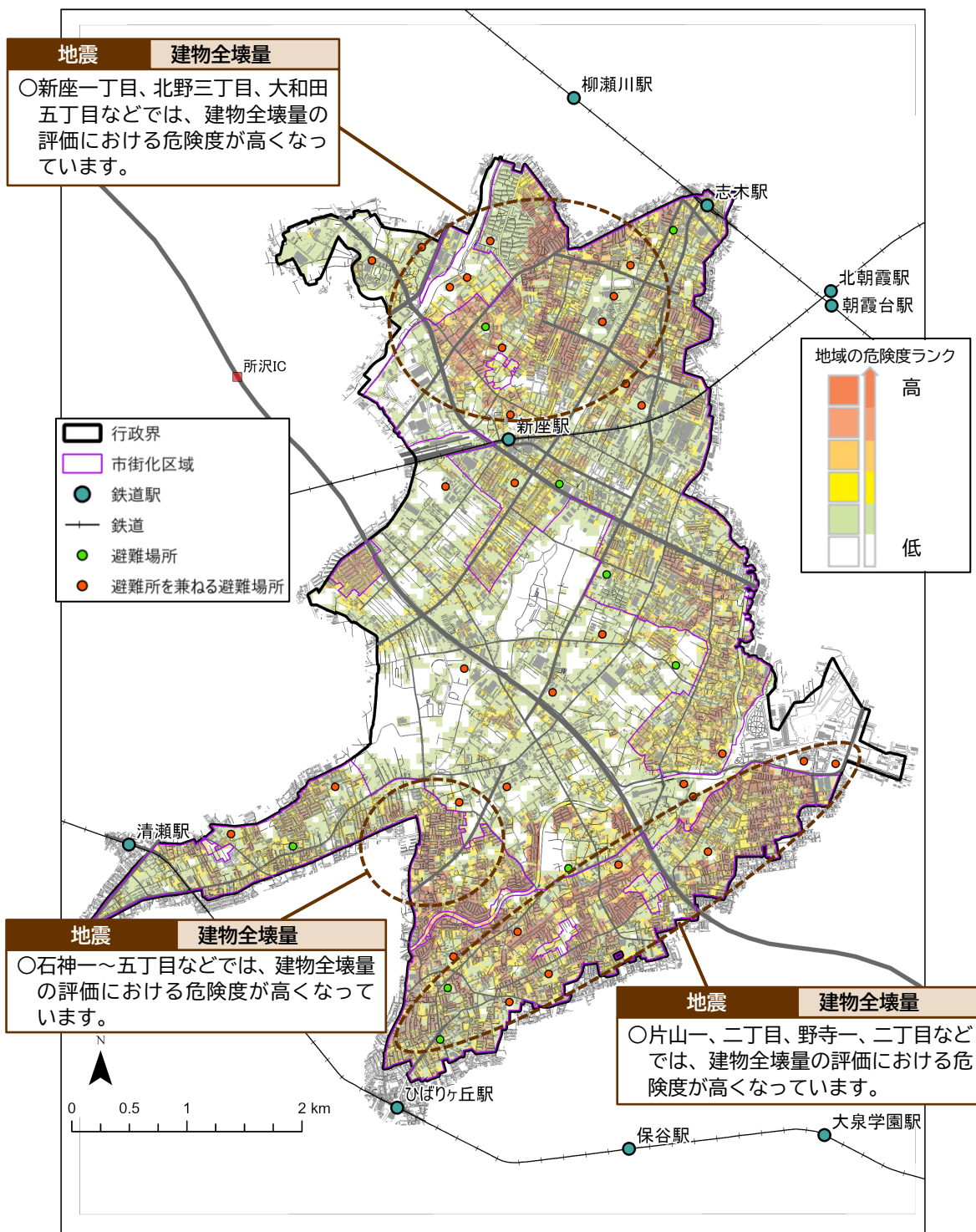
図 建物被害について

- ・地震による揺れの大きさと建物被害には関係があり、揺れが大きくなるにつれて被害程度が大きくなったり、被害の数が増加する傾向にあります。
- ・また、過去の地震における 全壊（倒壊）建物のほとんどが、建築基準法改正前の昭和56年以前に建築されたものであったことから、当時の建物には、構造や耐震性に問題がある可能性が高いと推測されています。したがって、揺れやすい地域であったり、古い木造建物が多地域は、相対的に危険度が高くなります。

資料：新座市地震ハザードマップ（令和4（2022）年）

地域の危険度（建物全壊量の評価）については、メッシュごとの建物の棟数が基準となるため、住宅が集積している地域ほど危険度のランクが高くなっています。揺れやすさの高い市北部の市街化区域だけでなく、南部の黒目川周辺の市街化区域にも危険度が高いエリアがみられます。

図 地域の危険度マップ



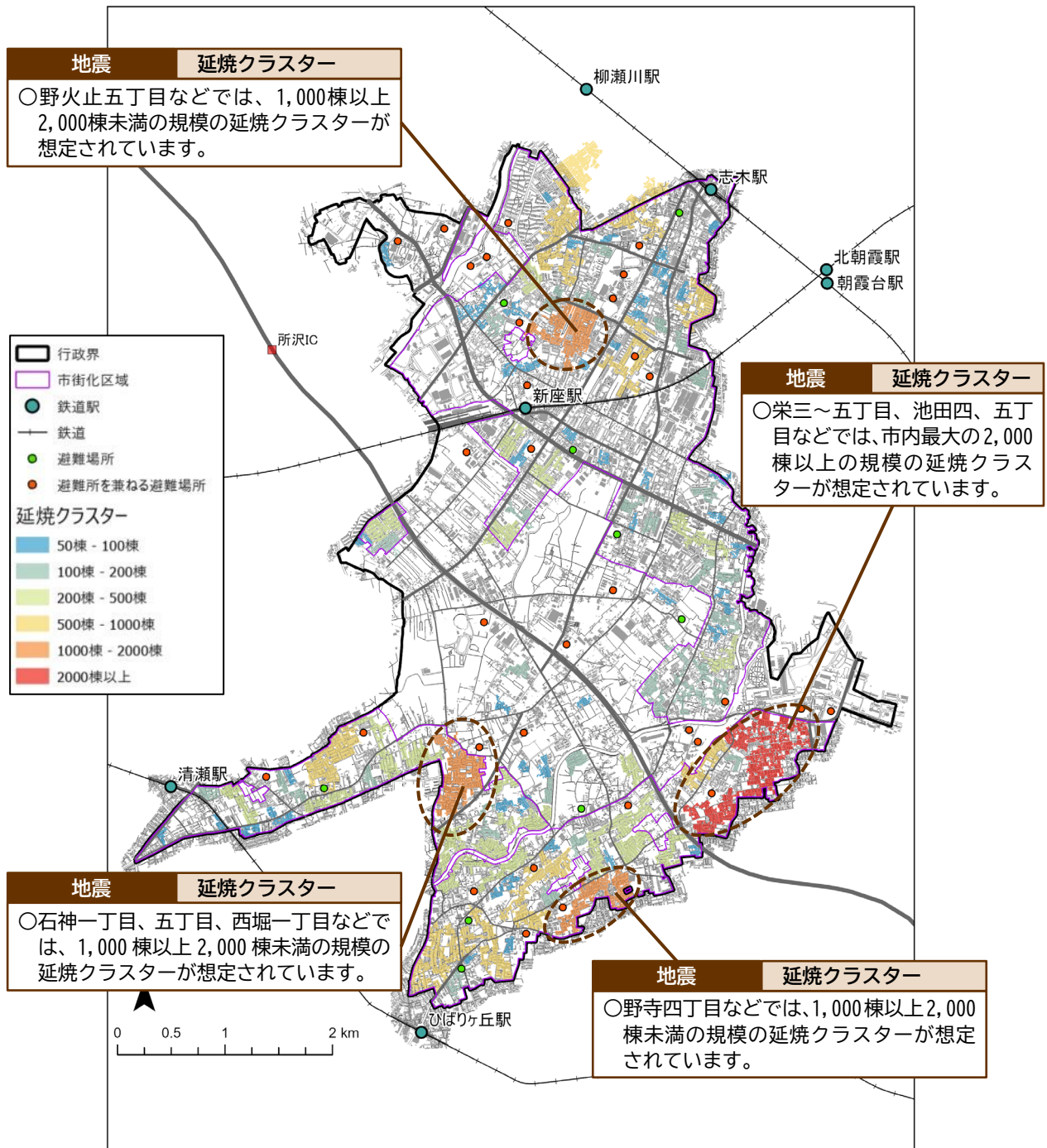
資料：新座市地震ハザードマップ※（令和4(2022)年）
※立川断層帯地震、東京湾北部地震、新座市直下における地震を想定

④ 延焼クラスター

延焼クラスターとは、一度出火した場合に延焼が拡大する可能性のある範囲のことで、特に住宅密集地で起こりやすい現象です。大規模地震が発生し、通電等に伴う火災と建物の倒壊が同時多発的に発生した場合には、消火活動が困難となり、延焼を止めることが難しくなります。

本市では、2,000棟以上の規模が1箇所、1,000棟以上2,000棟未満の規模の延焼クラスターが3箇所想定されています。

図 延焼クラスターの指定状況



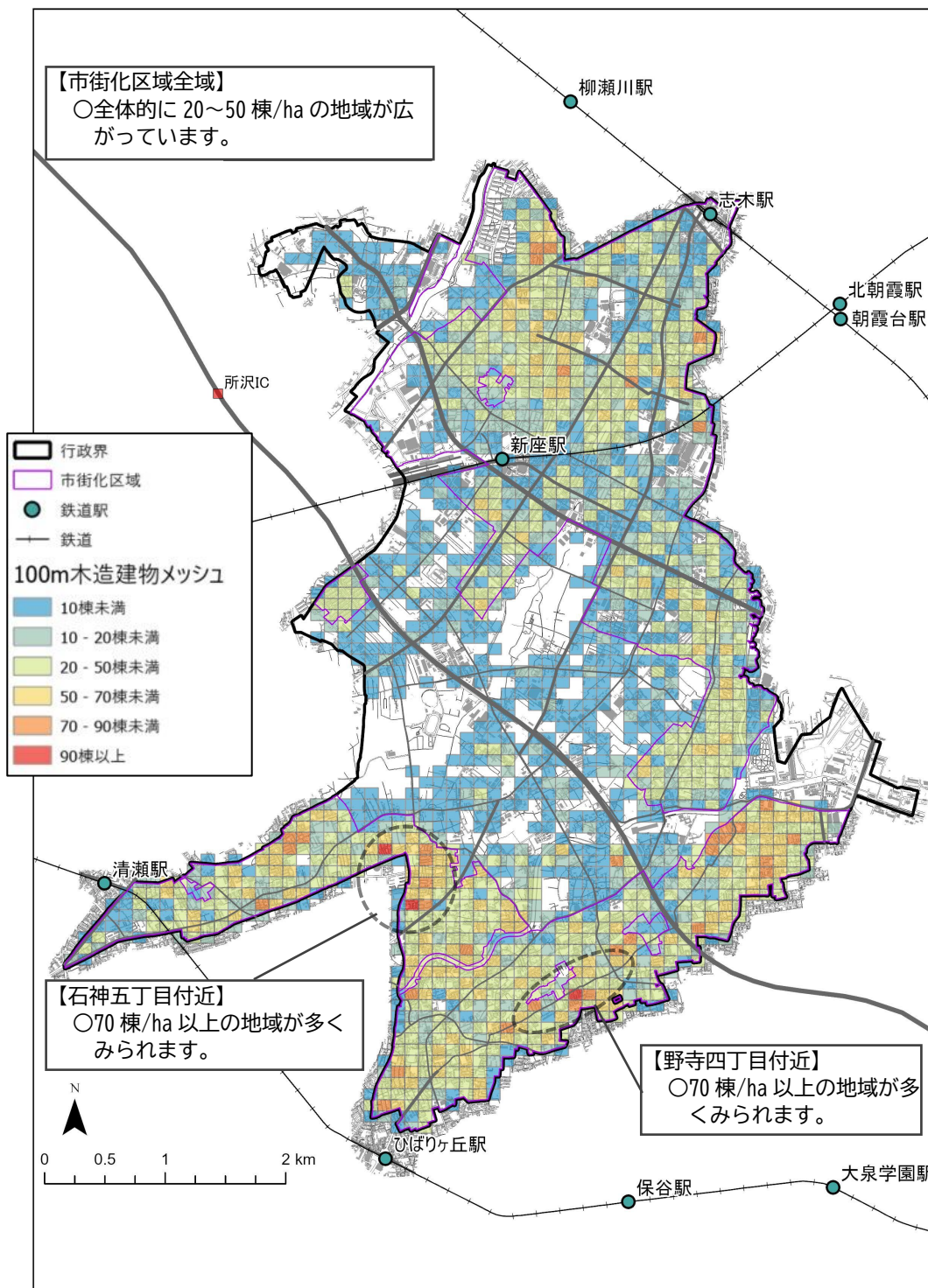
資料：埼玉県提供データ

4) 災害リスクに係る都市特性

① 木造建物分布

本市の木造建物の分布をみると、市街化区域内はおおむね20～50棟/ha以上となっています。石神五丁目や野寺四丁目付近では70棟/ha以上の地域も比較的多くみられます。

図 100m建物棟数メッシュ(木造)

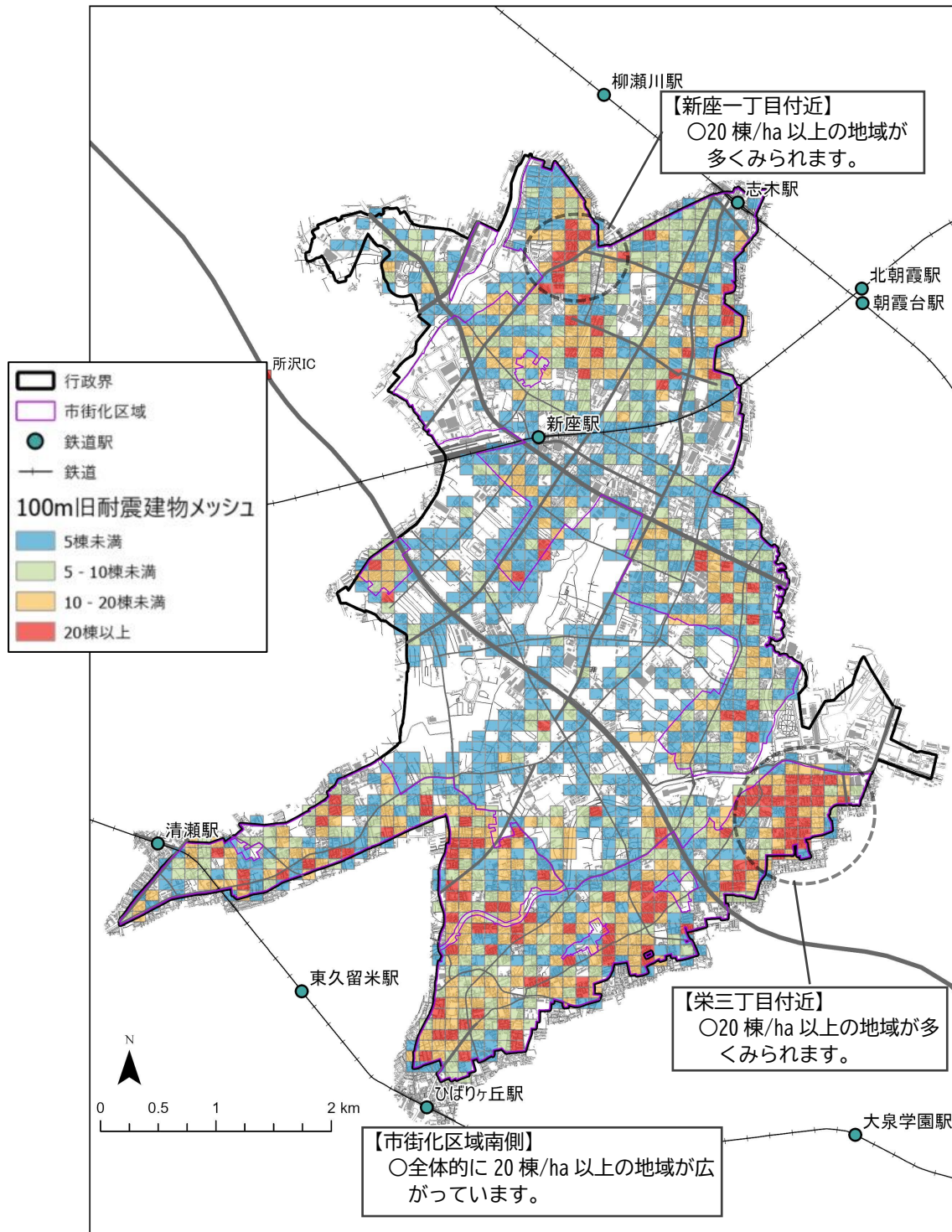


資料：家屋データ（令和6（2024）年）を基に作成

② 旧耐震基準建物分布

本市の旧耐震基準建物の分布をみると、市街化区域内の南側が比較的多く、広範囲に10棟/haの地域がみられます。特に新座一丁目付近、栄三丁目付近は20棟/ha以上の地域が多くみられます。

図 100m建物棟数メッシュ（旧耐震基準）

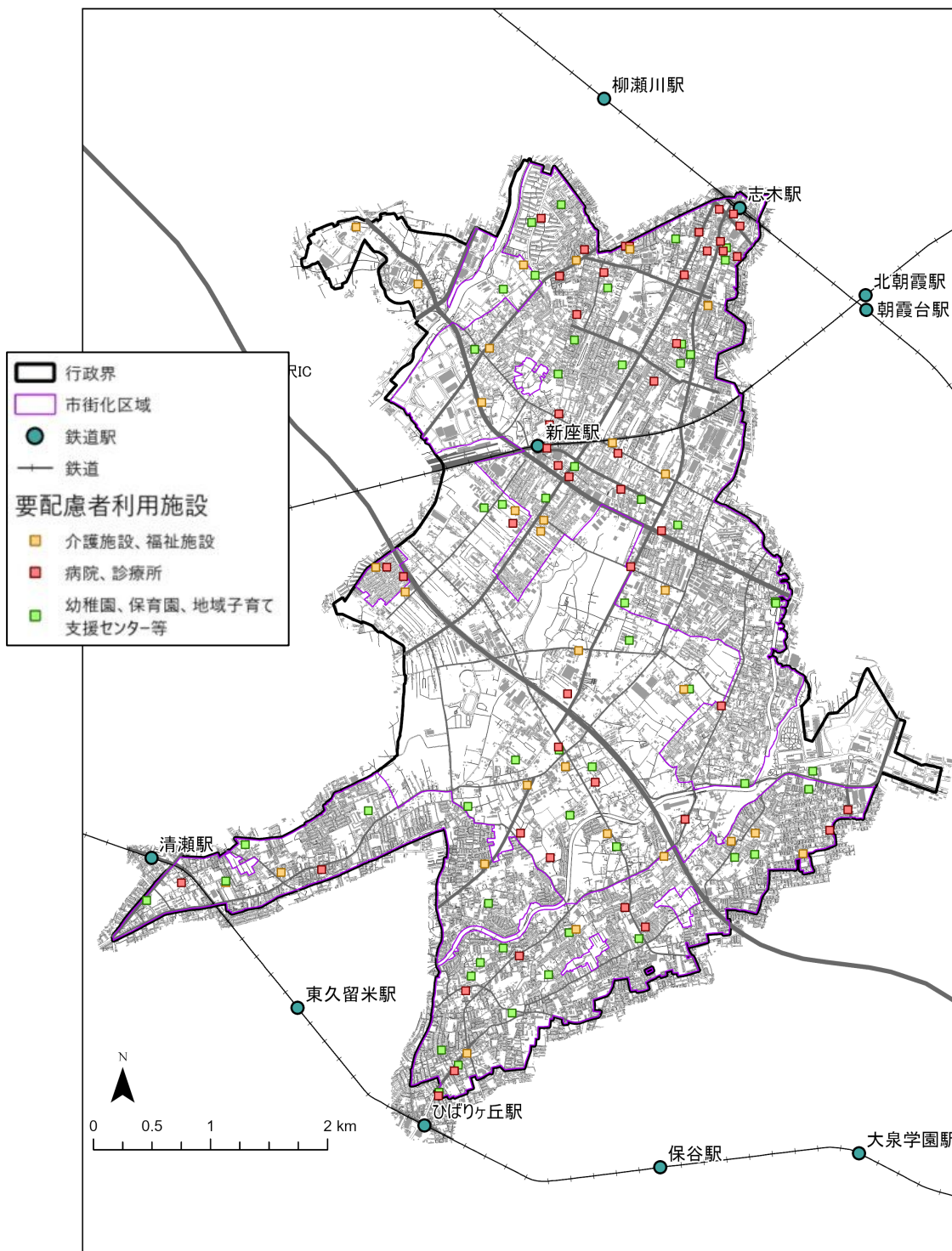


資料：家屋データ（令和6（2024）年）を基に作成

③ 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設とは、主に傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児など、災害時に特に配慮を必要とする人が利用する施設のことで、医療施設や介護福祉施設、幼稚園・保育園などのことを指します。

図 要配慮者利用施設の分布状況



資料：にいぎマップ、新座市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所一覧

④ 住宅密集地

耐火建築物等でない住宅が密集するエリアは、出火した際に延焼が拡大する可能性が高く、また、狭あいな道路においては消火活動が円滑に行えない場合があるため、これに該当するエリアを確認します。

国勢調査の統計単位である小地域※ごとに集計された戸建て世帯数を、小地域ごとの面積で割った1haあたりの世帯数を算出した住宅戸数密度と、建物の不燃化率（全建築物のうち、耐火建築物等及び準耐火建築物等の割合）と空地率（道路、公園などの割合）に基づいて算定した不燃領域率によって住宅密集地を把握します。

住宅密集地を特定する際は、埼玉県の住宅密集地の判断基準より、住宅戸数密度が30戸/ha以上かつ不燃領域率が40%未満に該当する地域とします。

本市で住宅密集地に該当するエリアは、栄三丁目、栄五丁目、栗原六丁目、新座一丁目、石神三丁目、石神五丁目、池田五丁目となっています。

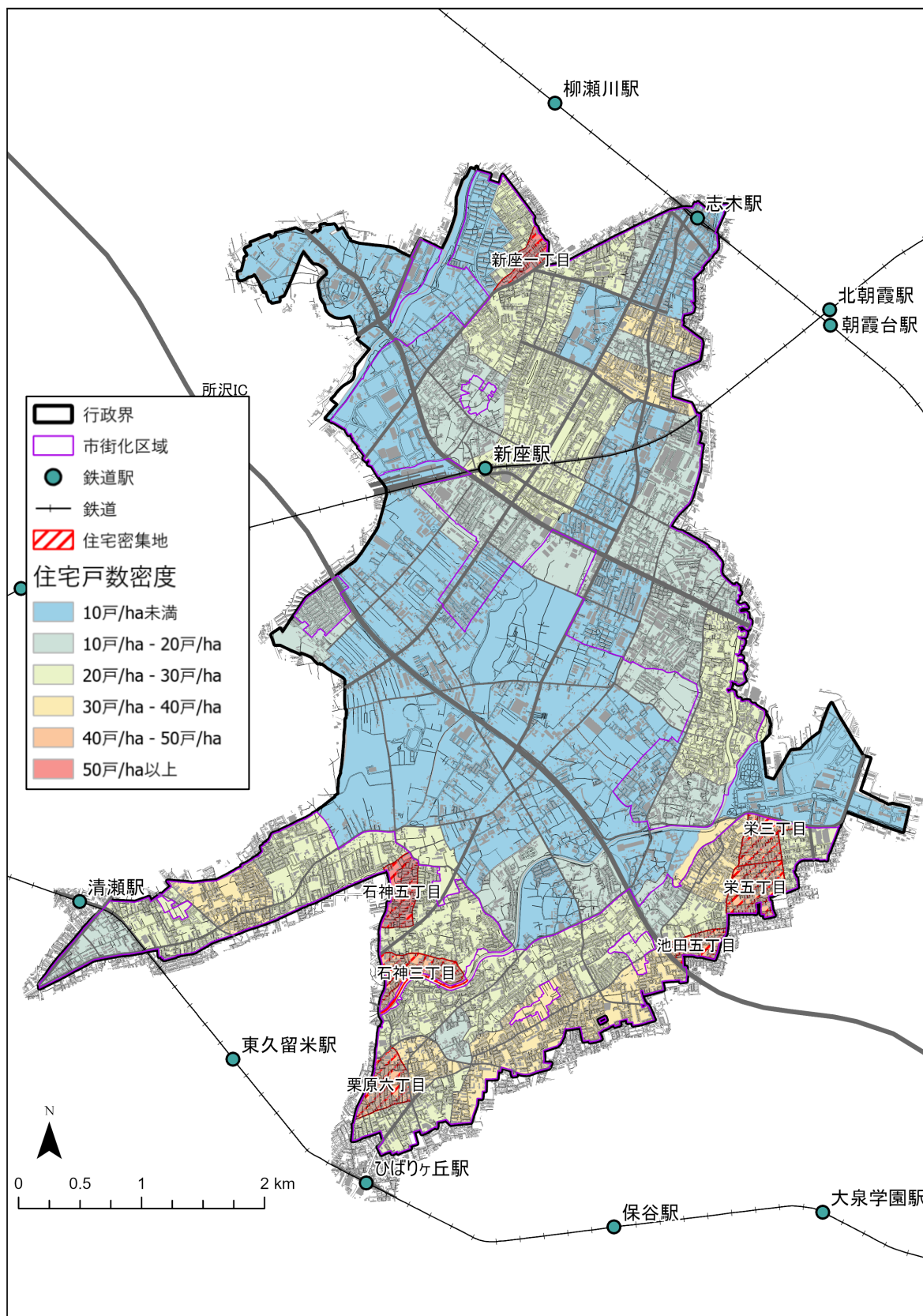
※国勢調査において独自に町丁目や字により設定される調査区

表 住宅密集地の状況(住宅戸数密度が30戸/ha以上の町丁目)

小地域	住宅戸数密度	不燃領域率※	住宅密集地に該当
栄一丁目	34.4戸/ha	59.5%	
栄二丁目	30.6戸/ha	47.4%	
栄三丁目	44.5戸/ha	32.6%	○
栄五丁目	47.7戸/ha	29.9%	○
栗原三丁目	31.8戸/ha	51.6%	
栗原六丁目	44.6戸/ha	36.6%	○
新座一丁目	54.5戸/ha	25.5%	○
新堀一丁目	33.2戸/ha	45.4%	
石神三丁目	42.0戸/ha	39.3%	○
石神五丁目	57.9戸/ha	26.7%	○
池田五丁目	46.4戸/ha	30.7%	○
東一丁目	35.4戸/ha	50.4%	
東三丁目	35.6戸/ha	41.6%	
片山三丁目	30.0戸/ha	51.4%	
野寺三丁目	30.4戸/ha	46.7%	
野寺四丁目	39.3戸/ha	41.0%	
野寺五丁目	32.2戸/ha	58.2%	

資料（不燃領域率）：内閣府「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」の指定の参考となる不燃領域率及び戸建て住宅密度、木防建べい率の推計値に係るデータ 平成30(2018)年作成

図 住宅密集地の状況



資料：前頁データより作成

⑤ 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地とは、盛土造成地のうち、盛土の面積が3,000㎡以上（谷埋め型大規模盛土造成地）か盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20°以上で、かつ、盛土の高さが5m以上（腹付け型大規模盛土造成地）の要件を満たすものをいいます。

本市では腹付け型大規模盛土造成地が居住誘導区域内に1箇所、居住誘導区域外に1箇所指定されています。

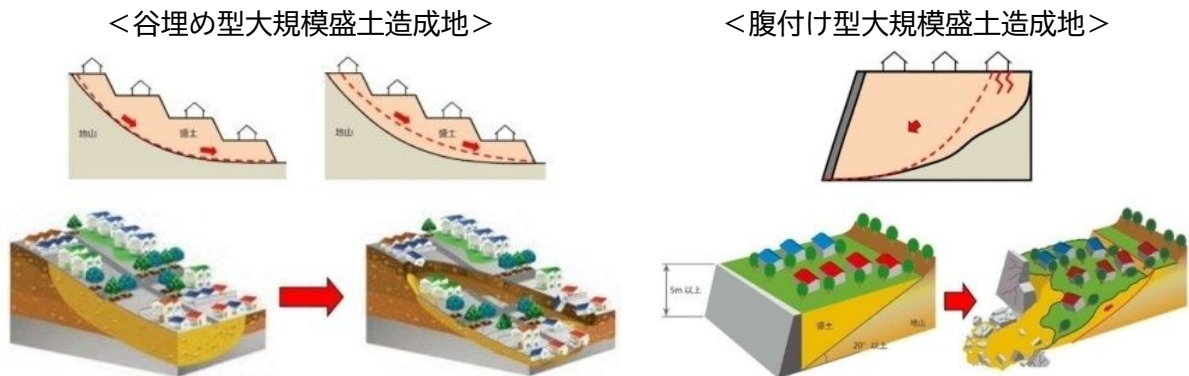
大規模盛土造成地は、大きな地震や大雨の際に全国各地で崖崩れ又は土砂の流出による被害を引き起こしており、盛土等が滑動崩落を起こすリスクがあります。災害リスク分析では、大規模造成地周辺の建物分布状況などを踏まえ、大地震発生の際の課題を抽出します。

図 大規模盛土造成地のイメージ



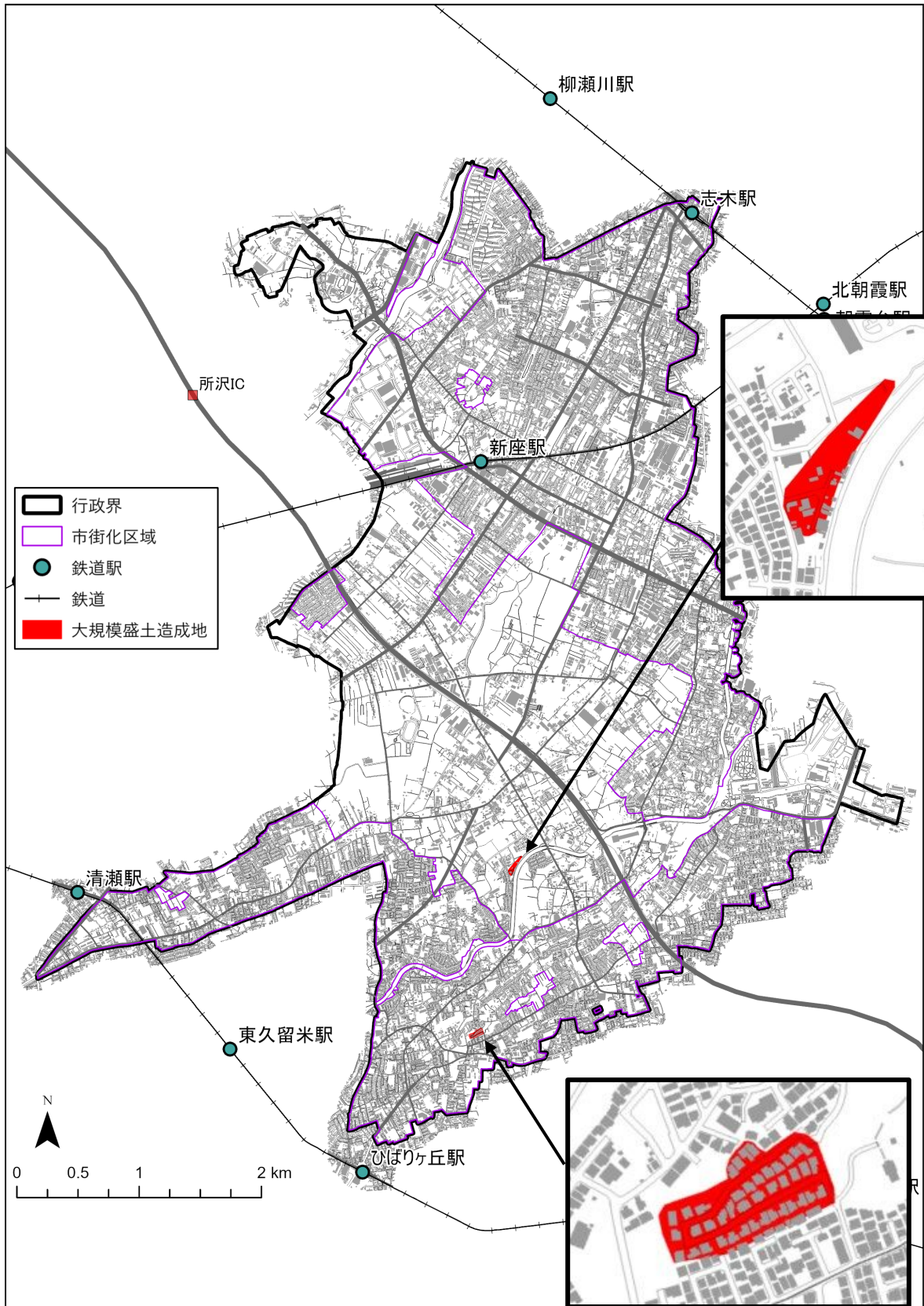
資料：大規模盛土造成地の滑動崩落対策について（国土交通省）

図 大規模盛土造成地の滑動崩落のイメージ



資料：大規模盛土造成地の滑動崩落対策について（国土交通省）

図 大規模盛土造成地の指定状況



資料：市作成データ（令和7（2025）年）

⑥ 指定緊急避難場所の立地

指定緊急避難場所は、災害が差し迫った状況や発災時において、その危険から逃れるために緊急的に避難し、身の安全を確保することができる場所のことで、市内全域に41箇所が分布しており、そのうち34箇所が洪水時にも使用可能として指定されています。

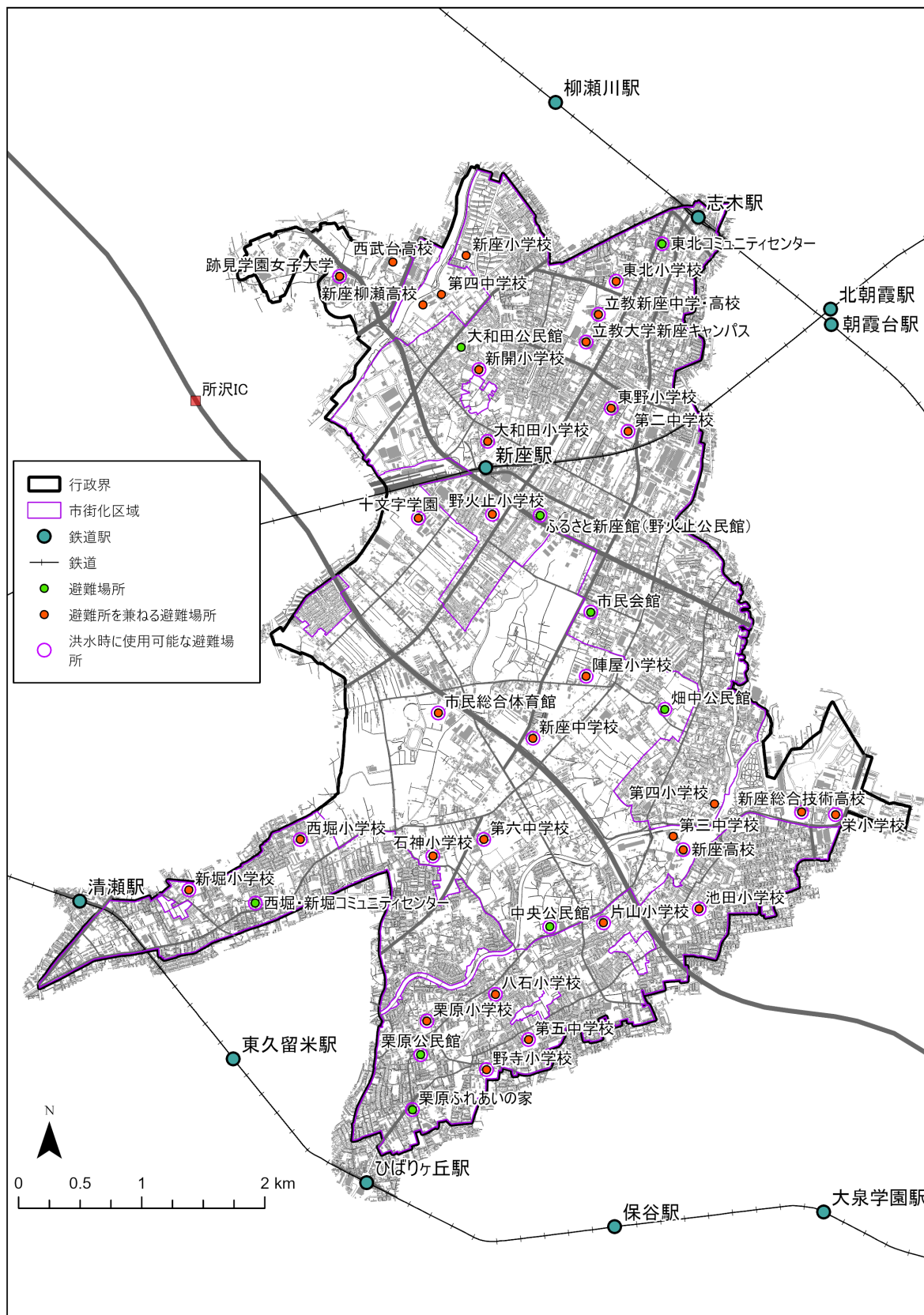
災害リスク分析では、指定緊急避難場所の配置状況を踏まえ、避難リスクの課題を抽出します。

表 指定緊急避難場所の一覧

番号	防災ブロック		名称	指定避難所を兼ねる施設	災害種別				
	区分	拠点			洪水	崖崩れ	地震	大規模な火災	内水氾濫
1	第1	●	第四小学校	●		●	●	●	
2			畑中公民館		●	●	●	●	●
3	第2		栄小学校	●	●	●	●	●	●
4			池田小学校	●	●	●	●	●	●
5		●	片山小学校	●	●	●	●	●	●
6			第三中学校	●		●	●	●	
7			中央公民館		●	●	●	●	●
8			第六中学校	●	●	●	●	●	●
9			新座総合技術高校	●	●	●	●	●	●
10			新座高校	●	●		●	●	●
11	第3		八石小学校	●	●	●	●	●	●
12			野寺小学校	●	●	●	●	●	●
13			石神小学校	●	●	●	●	●	●
14		●	栗原小学校	●	●	●	●	●	●
15			栗原公民館		●	●	●	●	●
16			栗原ふれあいの家		●	●	●		●
17			第五中学校	●	●	●	●	●	●
18	第4	●	西堀小学校	●	●	●	●	●	●
19			新堀小学校	●	●	●	●	●	●
20			西堀・新堀コミュニティセンター		●	●	●	●	●
21			市民総合体育館	●	●	●	●	●	●
22	第5		野火止小学校	●	●	●	●	●	●
23			陣屋小学校	●	●	●	●	●	●
24			市民会館		●	●	●	●	●
25		●	新座中学校	●	●	●	●	●	●
26			十文字学園女子大学	●	●	●	●	●	●
27	第6	●	新座小学校	●		●	●	●	
28			新開小学校	●	●	●	●	●	●
29			大和田公民館			●	●	●	
30			大和田小学校	●	●	●	●	●	●
31			第四中学校	●		●	●	●	
32			西武台高校	●			●	●	
33			新座柳瀬高校	●		●	●	●	
34			跡見学園女子大学	●	●	●	●	●	●
35	第7	●	東北小学校	●	●	●	●	●	●
36			立教新座中学・高校	●	●	●	●	●	●
37			立教大学新座キャンパス	●	●	●	●	●	●
38			東北コミュニティセンター		●	●	●	●	●
39	第8		ふるさと新座館（野火止公民館）		●	●	●	●	●
40			東野小学校	●	●	●	●	●	●
41		●	第二中学校	●	●	●	●	●	●

資料：新座市地域防災計画（令和8(2026)年2月改訂）を参考に作成

図 指定緊急避難場所の分布状況



資料：新座市地域防災計画(令和8(2026)年2月改訂)を参考に作成

⑦ 緊急輸送道路

埼玉県や本市の新座市地域防災計画では、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うため、重要な路線を緊急輸送道路として定めています。

また、新座市地域防災計画においては、倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化に取り組むことが位置づけられています。

災害リスク分析では、緊急輸送道路の配置状況を踏まえ、建物倒壊によるリスクなどの課題を抽出します。

表 埼玉県指定の緊急輸送道路(新座市関連)

区分	基準	該当道路
第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	○関越自動車道 ○国道254号 ○国道463号
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	○国道254号 ○主要地方道 さいたま東村山線 (国道254号との交点～都県境) ○一般県道 東京朝霞線
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	○主要地方道 保谷志木線 ほか

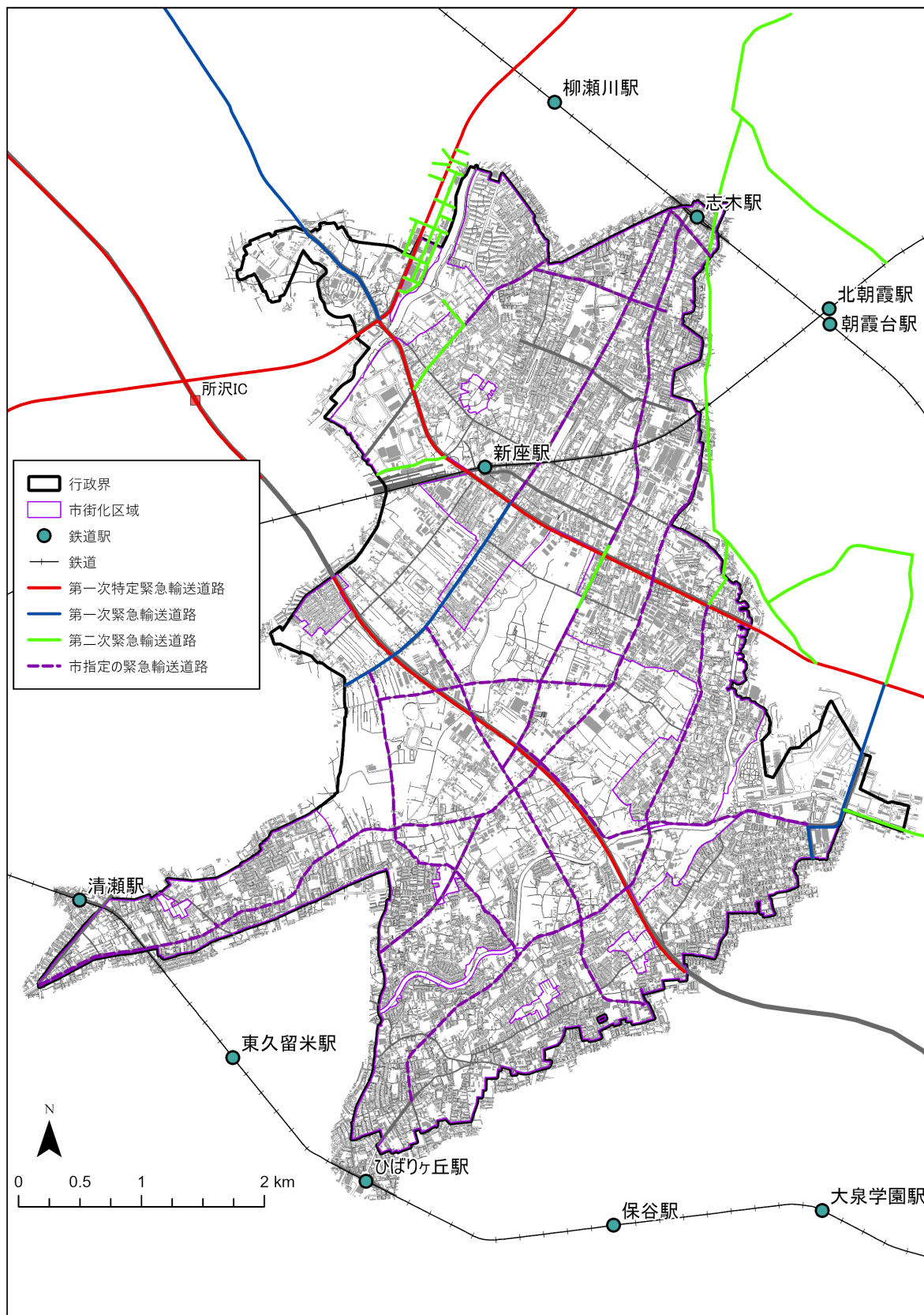
資料：新座市地域防災計画（令和8(2026)年2月改定）を参考に作成

表 市指定の緊急輸送道路

路線名	指定区間
国道254号	新座市全域
国道463号	新座市全域
主要地方道 さいたま東村山線	新座市全域
主要地方道 保谷志木線	新座市全域
一般県道 川越新座線	新座市全域
一般県道 東京朝霞線	新座市全域
市道第1号線	新座中央通り、平林寺大門通り、並木産業スマイルロード
市道第2号線	東北通り
市道第5号線	水道道路
市道第7号線	産業道路
市道第8号線	陣屋通り
市道第9号線	市場坂通り
市道第113号線	富士見新道、馬喰橋通り
市道第117号線	関越側道（新座消防署～馬場運動場） 黒目川沿い（馬場運動場～大橋）

資料：新座市地域防災計画（令和8(2026)年2月改訂）及び埼玉県緊急輸送道路図（令和7(2025)年7月現在）を参考に作成

図 緊急輸送道路の指定状況



資料：新座市地域防災計画（令和8（2026）年2月改訂）及び
 埼玉県緊急輸送道路図（令和7（2025）年7月現在）を基に作成

(8) 財政

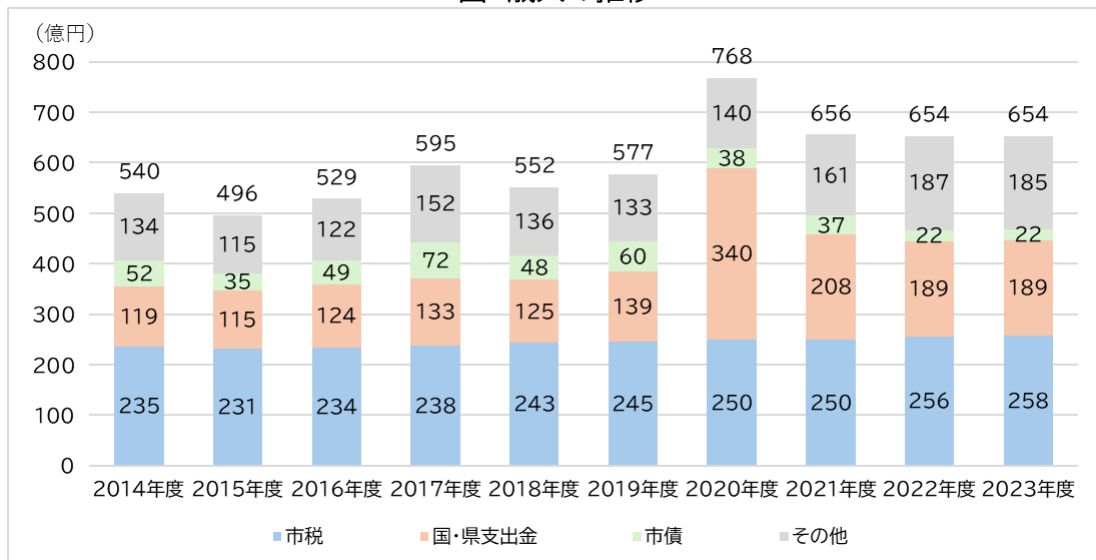
1) 歳入・歳出

歳入の推移については、令和5(2023)年度決算における歳入総額は、約654億円です。直近の10年間の推移を見ると、国の補助制度の積極的な活用などにより、増加傾向にあります。

なお、令和2(2020)年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応に向けた交付金等により、国庫支出金が大幅に増加しました。

また、主な自主財源である市税収入については、近年250億円程度で推移していますが、本市の生産年齢人口は減少傾向にあり、今後大幅な伸びが見込まれる状況ではありません。

図 歳入の推移



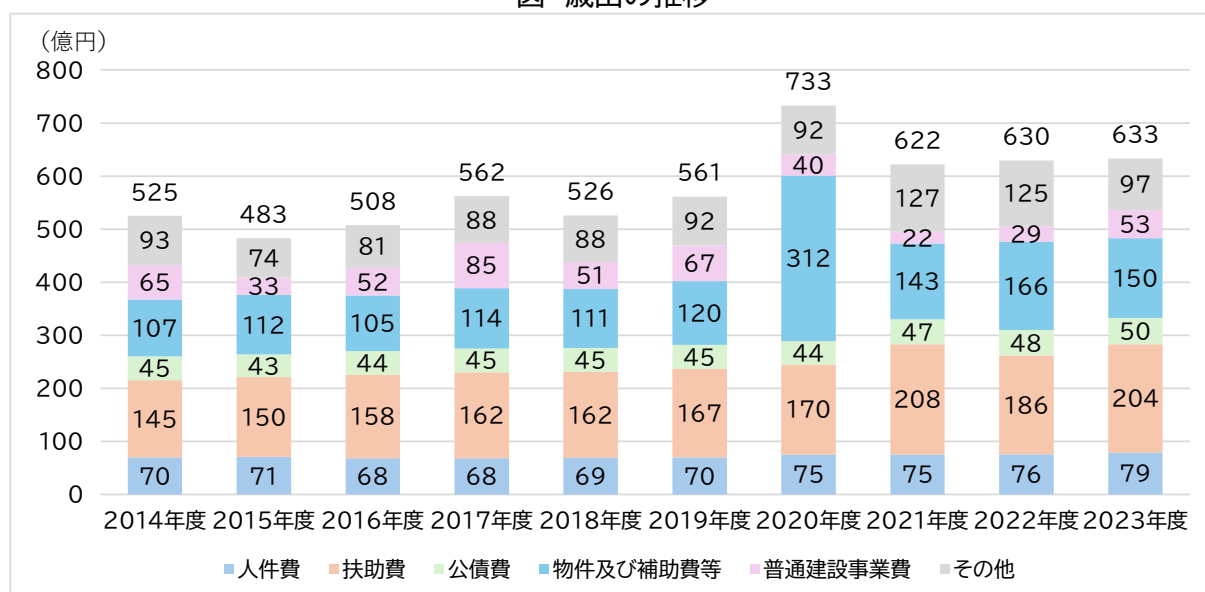
資料：各年度決算カード

歳出の推移については、令和5(2023)年度決算における歳出総額は、約633億円です。直近の10年間の推移を見ると、扶助費の増加が顕著であり、平成26(2014)年度の約145億円に対し、令和5(2023)年度は約204億円と約1.4倍となっており、扶助費の増加が歳出全体を押し上げている状況です。

今後、少子高齢化の進行を見据えると、ますます扶助費等の社会保障経費が増大し、市全体の財政運営がこれまで以上に厳しさを増すことが予測されます。

なお、令和2(2020)年度においては、歳入と同様に、新型コロナウイルス感染症への対応として、国の交付金を活用しつつ様々な補助を行ったことから、補助費等が大幅に増加しています。

図 歳出の推移



資料：各年度決算カード

2) 整備年度別公共施設等の状況

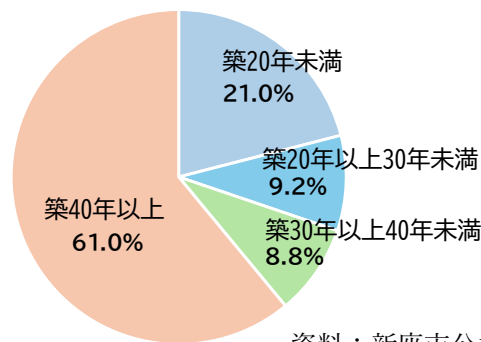
本市では、人口の急増期における市民ニーズ等に応えるため、昭和40年代から昭和50年代にかけて、公共施設を数多く整備しており、建築後40年を経過している施設が約60%、建築後30年以上経過している施設は全体の約70%と老朽化が進行しています。

このことから、今後多くの施設が一斉に更新時期を迎えることによる大きな財政負担が想定されます。

将来の更新費用を試算した結果、今後40年間に要する更新費用の総額は約1,397億円で、年平均では34.9億円となります。

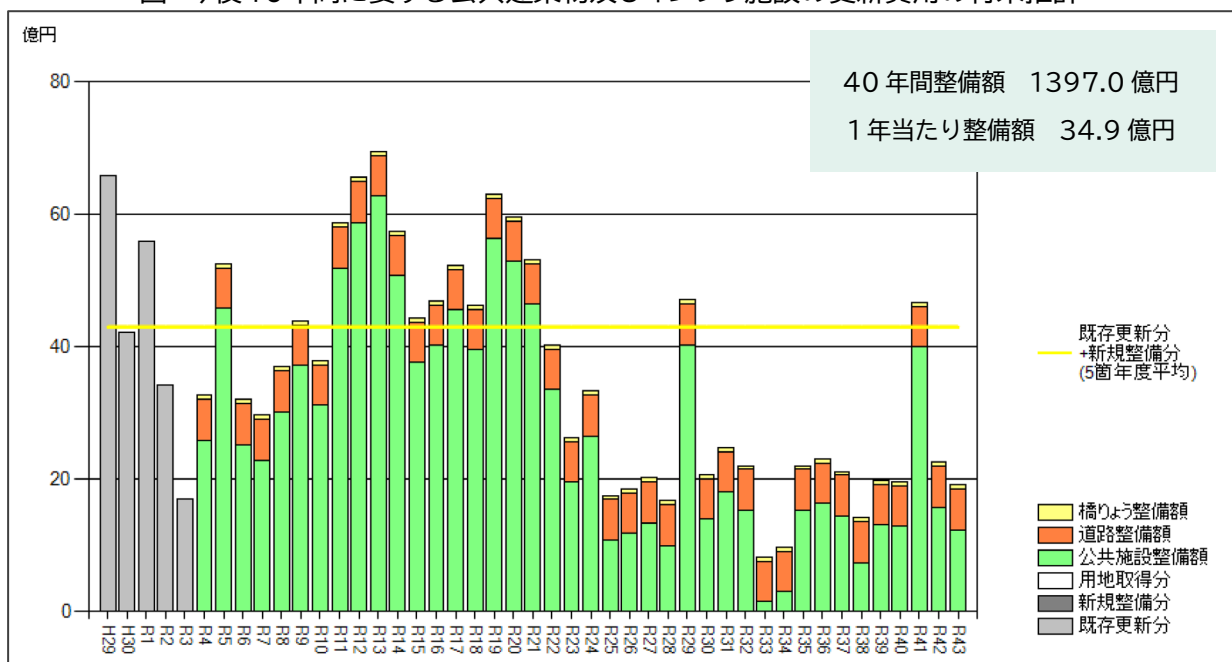
現在の市の財政状況を勘案すると、同規模の投資的経費を今後毎年度支出していくことは難しいため、適正な維持管理のために必要となる財源は年間数億円程度不足していくことが予想されます。

図 公共建築物の築年数別延床面積の割合



資料：新座市公共施設等総合管理計画
(令和5年3月改訂)

図 今後40年間に要する公共建築物及びインフラ施設の更新費用の将来推計



資料：新座市公共施設等総合管理計画(令和5年3月改訂)

2-2 都市構造上の課題

上位・関連計画におけるまちづくりの方向性を整理するとともに、2-1の各項目で記載した本市の現況特性から、本市の都市構造の課題を整理します。

■上位・関連計画におけるまちづくりの方向性

まちづくりの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市づくりの基本理念の一つとして「コンパクトなまちの実現」が掲げられており、歩いて暮らせるまちづくりや、駅を中心に多様な都市機能の集積を図ることが掲げられている。[新座都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針] ● 都市整備に関する基本政策として、市街地環境の向上、有効な土地利用の推進、バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進、空家等対策体制の整備が挙げられている。[第5次新座市総合計画] ● 全体構想においては、質の高い市街地環境の形成や既存の自然環境との調和、鉄道、路線バス及びこれを補完する交通システムの利便性向上などが挙げられている。[新座市都市計画マスタープラン] ● 将来都市構造において、都市高速鉄道12号線の延伸構想や都市計画道路保谷朝霞線の整備に伴う市街地検討ゾーンが定められている。[新座市都市計画マスタープラン]
-----------	--

■現況及び課題

人口	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来人口推計によると、本市の人口は緩やかに減少し続ける見込みだが、令和22(2040)年までの人口減少率はそれほど大きくない。一方、高齢化率は当面上昇し続ける見通しであり、令和22(2040年)には高齢者人口が人口全体の約3割を占める見込みである。 ● 市街化区域の人口密度はほぼ横ばいの状況であるが、県南地域の平均を大きく上回っており、一部の市街化調整区域内にも人口集中地区が分布している。令和22(2040)年においても、おおむね高い人口密度が維持される見込みとなっており、今後も医療や福祉、商業などの生活利便施設の維持が望まれる。 ● 転出入においては、特に東京都の近隣自治体からの転入が多く転入超過となっており、この社会増が本市の人口維持に寄与している。転入時の拠点周辺への居住を促進するため、都市機能の集約を図り、拠点周辺の利便性を高めていく必要がある。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在は堅調な住宅需要が見られるが、人口減少に伴う空地・空家等の増加が懸念されるため、空地・空家等の抑制・改善を図り、地域の賑わいを維持することが望まれる。 ● 工業系用途地域の準工業及び工業地域においては、一部で工場と住宅が混在しているため、土地利用の混在を抑制し、良好な居住環境の形成が望まれる。 ● 市街化調整区域内には多く雑木林や農地など良好な自然環境が広がる一方、住宅用地や工業用地の割合も高くなっている。 ● 市域の縁辺部である志木駅周辺、清瀬駅周辺、ひばりヶ丘駅北口周辺には、特に多くの建物が分布している。

市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在施行中又は未着手となっている土地区画整理事業の推進により、良好な基盤整備が行われた市街地への居住促進及び人口定着を図る必要がある。 ● 都市高速鉄道12号線の延伸や、(仮称)新座スマートインターチェンジ設置構想、関連計画に定める新たな市街地整備の検討等の進捗に合わせ、周辺地域の計画的なまちづくりを考える必要がある。
生活利便施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的な利用が見込まれる生活利便施設については、高い人口カバー率を保っており、今後もその立地を維持していく必要がある。
交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 3路線4駅の駅勢圏であり、各駅が分散して立地している。 ● バス路線は、市内の拠点や生活利便施設だけでなく、周辺自治体の駅にアクセスする市民の重要な移動手段となっているため、今後も路線の維持が求められる。 ● 高齢化の進行から交通弱者が増加し、公共交通へのニーズがさらに高まると予測される一方、地域によっては事業採算性の悪化等による運行サービスが縮小も見込まれる。現在の人口カバー率が維持された場合でも市内の一部に交通空白地域が見られることから、今後の公共交通の運行サービス縮小の可能性を見越した新たな交通手段の検討が必要である。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内のほとんどが標高20m以上であり、5.0m以上の浸水が想定されるエリアはないが、柳瀬川周辺では洪水により浸水深3.0m以上が想定されるエリアがある。この他、豪雨の際に度々冠水しているエリアがあり、全国的に水害の頻発や激甚化の傾向があることから、浸水に対する事前対策や避難のための対策が求められる。 ● 土砂災害が想定されるエリアにも住居等があり、災害発生時の早期の避難対応が求められる。 ● 地震に対しては比較的強いとされているものの、柳瀬川や黒目川周辺で液状化や揺れやすさの危険度が高く、市街化区域内にも地震発生時の地域の危険度が高いエリアがあり、事前対策や早期の避難対応が求められる。 ● 特に市南部に木造住宅の密集する地域が分布しており、地震後の火災の際に延焼の拡大による大規模な二次災害につながるリスクが高いため、初期消火活動に寄与する取組や、火災に強い住宅への転換を促す必要がある。
財政	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税収入については、今後大幅な伸びが見込まれない一方、近年増加傾向にある扶助費は今後も増加することが見込まれる。 ● 昭和40年代から昭和50年代にかけて数多く整備された公共施設やインフラ施設の老朽化による維持・管理・更新費が増大しており、効率的な維持・管理・更新や集約化・複合化による、持続可能な都市基盤の維持が必要である。

2-2で挙げた市の現況・特性からみえる様々な課題を、立地適正化計画における5つの視点から都市構造上の課題として整理しました。第3章においてはこの課題を踏まえて、本計画におけるまちづくりの方針と課題解決のための誘導方針を設定します。

都市構造上の課題

居住

本市の人口は、当面は緩やかな減少にとどまると予想されているものの、将来的な人口減少及び高齢化率の上昇は避けられない状況です。また、鉄道駅が行政区域の縁辺部に立地していることなどから、市街化調整区域を含め市の全域に居住が分散しています。

都市機能

民間の商業施設や診療所等の生活利便施設は駅周辺に集積しているものの、公共施設については分散した人口の分布状況を受けて市域全体に分散しており、市街化調整区域にも多く立地している状況です。

また、公共施設については老朽化や維持管理費の増大により建て替えや統廃合が加速すると予想されることから、各地域の住民の利便性や各施設の機能の維持・充実のための立地条件を考慮しつつも、施設の更新に合わせてコンパクトシティの形成に向けた都市機能の緩やかな集約を図る必要があります。

公共交通

本市では、交通結節点となる鉄道駅が縁辺部を含めて分散していることから、多極型の都市構造が基本となります。そのため、各地域から中心拠点へのアクセスや拠点間での相互アクセスの利便性を図ることが必要となります。

一方、現在は路線バス及びにいバスによる交通圏域が市の人口の9割以上をカバーしているものの、今後は運転士等の人手不足によりサービスの縮小も懸念されるため、新たな交通手段を導入する可能性の検討も求められます。

防災

本市は、土砂災害や地震、水害におけるリスクが高いエリアは河川沿いなど一部にとどまる一方で、近年の豪雨時には市内各所で道路冠水や床上・床下浸水が発生しており、気候変動等による災害の激甚化・頻発化の影響は今後も続くと懸念されます。

また、本市には、特に南部などに木造密集地が広く分布している地域があることから、地震に伴い発生する火災などの二次被害への対策も重要となります。

将来構想

都市高速鉄道12号線延伸による新駅設置の構想、関越自動車道のスマートICの新設など、具体的な時期は見えていないものの、実現後には市の都市構造が大きく変化し、市全体の活性化につながるプロジェクトが構想されており、将来の都市構造を見据えたまちづくりの検討が必要です。